

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩 淵 誠

1 日時

令和元年12月6日（金曜日）

午前10時1分開会、午後3時4分散会

（休憩 午後0時2分～午後1時1分、午後1時31分～午後1時32分、
午後2時12分～午後2時17分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

岩淵誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤枝担当書記、佐々木担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、浅沼併任書記

6 説明のために出席した者

（1）秘書広報室

高橋秘書広報室長、上和野理事兼副室長兼首席調査監、小國総括調査監、
安藤秘書課総括課長

（2）総務部

八重樫総務部長、千葉副部長兼総務室長、佐々木総合防災室長、
山崎参事兼管財課総括課長、戸田法務・情報公開課長、佐藤人事課総括課長、
村上職員育成監、小原財政課総括課長、松村行政経営推進課総括課長、
奥寺税務課総括課長、西島防災危機管理監、栗澤防災消防課長、
佐藤総務事務センター所長

（3）政策地域部

白水政策地域部長、小野副部長兼政策推進室長、
小原参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長）、
千葉参事兼調査統計課総括課長、佐々木国際室長、箱石交通政策室長、
古舘科学・情報政策室長
小野寺地域振興室長兼三陸防災復興プロジェクト2019推進室長兼台風災害復旧復興推進室長、村上政策監、工藤学事振興課総括課長、畠山地域振興監、
大釜県北沿岸振興課長、澤田国際監、渡辺特命参事兼地域交通課長、
酒井総括プロジェクト推進監、千葉特命参事兼台風災害復旧復興推進課長

- (4) 復興局
大槻復興局長、森副局長、遠藤副局長、熊谷副局長兼震災津波伝承課総括課長、
佐々木復興推進課総括課長、山田まちづくり・産業再生課総括課長、
佐藤生活再建課総括課長
- (5) I L C推進局
佐々木 I L C推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長
- (6) 出納局
菊池会計管理者兼出納局長、永井副局長兼総務課総括課長、今入札課長
- (7) 人事委員会
菊池人事委員会事務局長、中里職員課総括課長
- (8) 警察本部
大塚警務部長、玉澤参事官兼警務課長、千田参事官兼会計課長、
菅野参事官兼生活安全企画課長、佐々木参事官兼交通企画課長
- (9) 議会事務局
八重樫議会事務局次長、伊勢参事兼総務課総括課長

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

- (1) 委員席の変更
- (2) 議案の審査

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費中 政策地域部関係

第5項 選挙費

第6項 防災費

第7項 統計調査費

第9項 人事委員会費

第3款 民生費

第5項 災害救助費

第9款 警察費

第3条第3表中

追加中 5

- イ 議案第4号 岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- エ 議案第6号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- オ 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- カ 議案第15号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- キ 議案第27号 当せん金付証票の販売に関し議決を求めることについて

(3) 請願陳情の審査

受理番号第3号 内閣総理大臣主催「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める請願

(4) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○**岩淵誠委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、12月4日の本会議において、本委員会の委員に所属変更をされました武田哲委員を御紹介申し上げます。武田委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○**武田哲委員** 自由民主党の武田哲と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**岩淵誠委員長** 次に、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

藤枝担当書記。

○**岩淵誠委員長** 次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、八重樫総務部長から、総務部の新任の方を御紹介願います。

○**八重樫総務部長** 総務部の新任職員を紹介いたします。

戸田新総務室法務・情報公開課長です。

以上でございます。

○**岩淵誠委員長** 次に、白水政策地域部長から、政策地域部の新任の方々を御紹介願います。

○**白水政策地域部長** それでは、政策地域部の新任職員を御紹介いたします。

小野寺宏和地域振興室長兼三陸防災復興プロジェクト2019推進室長兼台風災害復旧復興推進室長でございます。

続きまして、千葉実台風災害復旧復興推進室特命参事兼台風災害復旧復興推進課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**岩淵誠委員長** 以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更につきましてお諮りいたします。今回当委員会の委員になられました武田委員の委員席は7番とし、委員席はただいま御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。

議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税費、第4項地域振興費のうち政策地域部関係、第5項選挙費、第6項防災費、第7項統計調査費、第9項人事委員会費、第3款民生費、第5項災害救助費、第9款警察費、第3条第3表債務負担行為補正中追加中5、議案第4号岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例、議案第5号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び議案第15号市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例、以上6件は関連がありますので、一括議題といたします。

なお、審査の方法につきましては、提案理由の説明は一括で行い、質疑は、議案第1号、議案第5号から議案第7号まで及び議案第15号と議案第4号を分けて行うこととしたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原財政課総括課長** 議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。今回の補正は、沿岸被災市町村が実施する福祉灯油事業に対する補助に要する経費や、人事委員会勧告を踏まえ給与改定等に伴う給与費を計上したものでございます。

議案（その1）の1ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出それぞれ6億5,338万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,769億5,252万3,000円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費のとおり、第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正のとおりであります。7ページ、第2表繰越明許費について、当委員会所管のものはございません。

8ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の追加のうち、当委員会所管のものは5の放置車両確認事務委託に係る債務負担行為であり、これは放置駐車対策に係る監視業務の事務を委託するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により説明を申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをごらん願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。9款国庫支出金、3項委託金につきましては、給与費の補正に伴う国庫委託金の整理であり、9,000円増額するものでございます。

4ページ、12款繰入金、2項基金繰入金については、福祉灯油事業の財源の一部とするため、東日本大震災津波復興基金からの繰り入れを1,081万3,000円増額するものでございます。

5ページ、13款繰越金につきましては、今回の補正の財源とするため6億4,186万4,000円増額するものでございます。

6ページ、14款諸収入、8項雑入につきましては、給与費の補正に伴う派遣職員給与費負担金であり、69万6,000円増額するものでございます。

次に、当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。給与改定及び年間業務量の増加に伴う超過勤務手当の増に対応した経費といたしまして、7ページ、1款議会費から11ページ、2款総務費、4項地域振興費、政策地域部関係まで、12ページ、2款総務費、5項選挙費から14ページ、2款総務費、7項統計調査費まで、16ページの2款総務費、9項人事委員会費、21ページまで進みまして、3款民生費、5項災害救助費、44ページまで飛んでいただきまして、9款警察費、1項警察管理費及び次ページの2項警察活動費をそれぞれ増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤人事課総括課長 議案第4号岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例案、議案第5号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第6号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第7号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び議案第15号市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案について、一括して御説明申し上げます。一括説明させていただきます関係から、少々説明が長くなりますことをお許し願います。

まず、議案第4号岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の1ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず1の改正の趣旨についてであります。いわて県民計画(2019～2028)の着実な推進に向けまして、部局体制の見直しを図ろうとするものであります。

具体的には、一つ目として、国内外の環境変化等を踏まえた迅速、的確な政策形成や部局横断的な取組を一層推進するため政策企画部を設置し、政策立案、調整機能の充実、強化を図ろうとするものであります。

二つ目は、人口減少、少子高齢化が進行する中、持続可能な地域社会の構築に向け、県民、市町村、関係団体など多様な主体との連携、協働による地域振興施策を一層展開する必要があることから、ふるさと振興部を設置し、三つのゾーンプロジェクトを初め、地域振興施策の推進体制の充実、強化を図ろうとするものであります。

次に、資料2枚目になりますが、2の条例案の内容についてであります。第1条におきまして、秘書広報室及び政策地域部を再編し、政策企画部及びふるさと振興部を設置する

とともに、第2条において、分掌事務を規定するものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。 (1) につきましては、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものであり、(2) につきましては、今回の部局再編に伴い、関係条例の所要の改正を行おうとするものであります。

なお、構成する室課につきましては、現時点の案を、資料1枚目の1のところに記載しておりますけれども、条例を可決いただきました後に検討いたしまして、規則において定めることとしているものでございます。

続きまして、議案番号は前後いたしますが、先に議案第7号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案(その2)の8ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第7号の条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。岩手県人事委員会の令和元年10月7日付の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び通勤手当の支給限度額を改定し、並びに行政職給料表の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容を改めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず(1)の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正のうち、アの通勤手当の改定につきましては、交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額3万5,000円から4万9,300円に引き上げようとするものであります。

次に、イの給料表の改定につきましては、全ての給料表について、若年層の給料月額を引き上げようとするものであります。

次に、(2)の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正のアの級別基準職務表の改正につきましては、本庁組織の再編に伴い行政職給料表の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容を改めようとするものであります。

具体的には、行政職給料表10級の基準となる職務に、特に重要な業務を所掌する本庁の部長または局長の職務を追加するほか、行政職給料表8級から10級の基準となる職務に局長、副局長の職務を追加するものであります。

次に、イのその他所要の整備につきましては、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本年3月に公布しました会計年度任用職員の給与等に関する条例の附則において、一般職の職員の給与に関する条例第42条を令和2年4月1日から削除することに伴い、引用している条文について整備しようとするものであります。

次に、(3)の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に係る所要の整備につきましては、平成32年の標記を令和2年に改める所要の整備をしようとするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。まず(1)につきましては、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち、(1)、アの通勤手当の改定につきましては令和2年1月1日から、

(2) の級別基準職務表の改正及びその他所要の整備は、同年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、(2) につきましては、2 の条例案の内容のうち、(1)、イの給料表の改定は平成31年4月1日から適用しようとするものであります。

次に、(3) につきましては、条例の改正に際して所要の経過措置を講じようとするものであります。

続いて、議案第15号市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案(その2)の64ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第15号の条例案の概要をごらんいただければと思います。

この議案第15号についてであります。通勤手当及び給料表の改定、改元に伴う元号の表記を改める改正について、先ほど御説明申し上げました一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案と同様の改正をしようとするものであります。

次に、議案第5号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第6号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について、まとめて御説明申し上げます。

議案第5号につきましては議案(その2)の4ページ、議案第6号につきましては議案(その2)の6ページになります。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第5号及び議案第6号の条例案の概要をあわせてごらんいただければと思います。

まず、それぞれの1の改正の趣旨についてであります。特定任期付職員及び任期付研究員の給料月額を改定しようとするものであります。なお、この特定任期付職員とは、高度の専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用する任用形態の職員であります。現在特定任期付職員の任用実態はございません。また、任期付研究員とは、研究実績等により特にすぐれた研究者や、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者を一定期間研究に従事させる任用形態の職員であります。こちらも現在任用実態はございません。

次に、2の条例案の内容についてであります。特定任期付職員及び任期付研究員の給料月額を引き上げようとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。これらの条例は公布の日から施行しようとするものであります。

なお、現在任用中の特定任期付職員及び任期付研究員がいないことから、特定任期付職員及び任期付研究員に係る条例の適用や経過措置の規定は設けておりません。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 初めに、議案第1号のうち当委員会付託分、議案第5号から議案第7号まで及び議案第15号について質疑を行います。

当局の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、議案第1号、議案第5号から議案第7号まで及び議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号について質疑を行います。

当局の説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木順一委員 それでは、議案第4号についてお伺いいたします。

部局等の設置条例の関係であります。地方自治法において、部の設置につきましては条例で定めるものと法律で規定されております。よって、議会の一定の関与は条例で定めなければならないと法律で規定されている関係上、議会が関与しなければならないことはそのとおりであります。基本的に、部、課、組織の名称を含めて、私は広い意味では執行権の範囲に入るものと受けとめている前提で話をいたします。

まず、確認の意味でお伺いいたしますが、本庁の部の数は何に基づいているのかということと、それから数に制限があるのか、まずここからお伺いをします。

○佐藤人事課総括課長 部の数という点でございますけれども、従前は地方自治法におきまして、人口規模に応じた部の数が定められておりましたが、平成15年の地方自治法の一部改正によりまして、都道府県の局、部の数の法定制度が廃止をされております。そして、自主的な判断により必要な内部組織を設けることができることとされておきまして、以降、特に制限はないものでございます。

○佐々木順一委員 そうすると、極端な話、部の数は100つくっても200つくってもいい。常識の範囲で当然おさめなければならないことはわかっていますが、そういうことになりますね。

課については、法律的には規制はない。よって、これも執行権の裁量の範囲であると思えます。部と課と、それから局とか室がありますね。どういう定義になっているのですか。わかりやすく御説明いただきたいと思えます。

○佐藤人事課総括課長 今申し上げました、まず基本的には部ということで、これは条例により規定をする。議会の議決をいただきまして条例を定めることとなります。それから、部の相当の局がこれまでもございましたし、今もございますけれども、こちらにつきましては、同じ部相当ではあります。意図としては暫定的な組織につきまして局と了解をしてございます。

それから、現状で部相当の室もございますけれども、これはある程度規模的な意味でいいますと、やはり部よりちょっと小さいような組織の運営につきまして室という組織名を使っておきまして、部の下に置かれます組織に室とか課がありまして、この室とちょっと紛らわしいところがありますけれども、そういった違いがあることでございます。

○佐々木順一委員 簡単に言えば、部は全県にまたがるようなものだと私は理解しているのです。局は部相当であります。まずその事業の内容によって、ILC推進局がいい例だと思うのですが、確かに面積的には地域限定であります。ただ事業の内容からいくと、世界的な範囲まで視野に入れた事業になるわけですから、そういう意味でその局と

いうことにしたのかなと私の理解であります、そういうことではないかと思えます。したがって、部というのはあくまでも全県にまたがるような課題に対応するために、恐らく部というものを置いていると理解いたします。

それで、今回は二つの部を置くということであり、古くは、私の記憶からいうと、岩手県では企画調整部が、ある程度の長い期間置かれておりました。その後増田県政が誕生して、そのときも当然ながら企画調整部はありました。だけれども、知事の政策を、そのリーダーシップを具現化するために、やはり知事直轄の政策分野の組織が必要だということで政策調査監を秘書課に細々と置いたわけです。だけれども、その後やはり知事のリーダーシップが必要だということが高まってきまして、総合政策室になりまして、恐らくそのときは企画振興部になったと思えます。

それで、あとは平成 13 年ごろに総合政策室と地域振興部ができ、そして平成 20 年ごろに総合政策部と地域振興部が部を構えた。そして、今日に至っているわけであり、秘書広報室ができたとき、そのときは多分平成 22 年ごろだと思いますが、そこで総合政策部がなくなって秘書広報室になった。なぜそうなったか、わかる人がいたらちょっと教えてほしいのですが、わからなければわからなくてもいいです。要は、仕事の分野が、総合政策部が政策地域部に入ったわけですね。秘書広報室だけ残ったわけであり、何でもそうなったか、もしわかれば教えていただきたいと思えます。

○佐藤人事課総括課長 前回と申しますか、平成 22 年度の組織再編の理由になろうかと思えます。このときの見直しは、全県的な政策企画、立案機能と地域振興施策を融合させて政策形成機能の一元化を図ったものでございます。この見直しの背景で申し上げますと、当時非常に世界経済が悪化したような状況もございまして、厳しい経済雇用情勢ですとか、あるいは国主導のところもありますが、全国的な行政改革が行われる中で、本県においても職員数の純減といったような対応を図ってきたところでございまして、そうした現在と比較して限られた職員数の中で効率的、重点的な行政運営を行っていく、これが喫緊の課題だったということで、そういった政策部門の一元化を図った見直しを行ったものと承知をしております。

○佐々木順一委員 今の政策地域部は、前の総合政策部的な仕事をやりつつ、それからふるさと振興関係を含めて、政策地域部の仕事もやっているということですか。

○佐藤人事課総括課長 政策機能の一元化を図るという意味では、政策地域部設置前の総合政策部と地域振興部の機能を包含するような形の組織体制になると考えております。

○佐々木順一委員 内閣府みたいですね、何でもかんでも全部やれよということであり、恐らく政策の企画、立案、それと地域振興の仕事ということであり、今は企画、立案と実働部隊も一緒にやっているような状況にあると思えます。野球で言うのであれば、監督、コーチ、フロント、マネジャー、選手から全員が今政策地域部で仕事をしていることではないかなと思うのですが、これでは当然、効率が悪いわけであり、だから、恐らく政策部門に特化することと、それからふるさと振興、地域振興含めて、まち・ひと・しごと創生総合戦略を含めて、これを今まではずっと一緒にやってきたから、そっ

ちの実働部隊でやってもらう。市町村と当然ながら協働で連携し、まち・ひと・しごと創生総合戦略を実行しながら、市町村の振興に特化する。政策と実働部隊の特化を整理したいということですか。

○佐藤人事課総括課長 やはり現在の県政課題は、非常に複雑多様化している状況の中で、委員からも御指摘ありましたとおり、現在の政策地域部ですけれども、総合的な政策立案のほかに公共交通、情報あるいは国際交流、現体制となった平成22年、先ほどの再編のときと比較しましても非常に重要な課題を多岐にわたって担っている状況とっております。

したがって、人口減少が進行していく中で、市町村などと連携して地域振興施策を一層推進していく必要があると考えておりました、今回その政策の企画、それから地域振興施策の推進、それぞれに注力できる体制の整備を図ろうとするものでございます。

○佐々木順一委員 これは、新しく始まったわけではないのです。何回も言うとおりに、前から総合政策部があって、それから地域振興部が十数年、もっと前かな、あったわけがあります。簡単に言うと、イメージはもう一回そこに戻った。中身は全然違うのだけれども、そういうことだろうと、今答弁を聞いてそのように思いました。

当然ながら知事のリーダーシップ、それから政策実現のために肉づけするためには、やはり政策部門は組織的に置くべきだと思うし、そういう思想で前の増田県政時代からおやりになってきているわけでありまして。秘書広報室を何であそこに置いたか、10年前に、もっと前か、まだ理解が深まらないわけでありまして、いずれ前段申し上げたとおり、課も部も、私からいうと執行権の裁量の範囲でありますから、執行部の皆さんがこういう組織でやりたいというのであれば、我々は議会で関与する必要はありますが、専門的な皆さんがそうしたいというのであれば、まずやらせてみたい。だめならば我々が文句を言えたいわけでありまして、そういう考え方でありまして。

さて、それからこの総合政策部と地域振興部とやって、どういう効果があるのか。きのうも千葉伝議員の質疑の中で、若干答弁がありました、改めてさらに詳しくお伺いします。

○佐藤人事課総括課長 今回の本庁部局の再編の狙いと効果といったところでございまして、新たに設置をいたします政策企画部につきましては、知事のトップマネジメント支援を担います秘書広報室と政策部門が一体となることによりまして、知事の県政運営方針を迅速に政策の企画、立案につなげるとともに、広聴広報活動を通じた県民の声をよりの確に政策に反映させるなど、政策立案、調整機能の充実を図っていくというものであります。

それから、ふるさと振興部につきましては、これは県北、沿岸振興を担います、仮称でございまして、県北・沿岸振興室を設置する方向で検討しております、こうした体制の強化によって、市町村を初め多様な主体との連携、協働のもとで三つのゾーンプロジェクトを初めとする地域振興施策を一層推進、展開していくというものであります。

今回の再編によりまして、本県を取り巻く環境変化等を踏まえて、先導的な政策形成ですとか、分野横断的な取り組みの一層の展開を図るなど、いわて県民計画を着実に推進し

ていきたいと思っております。

○岩崎友一委員 私から確認をさせていただきたいのは、実は10年前、総合政策部と地域振興部を再編して秘書広報室と政策地域部を設置した際の総務委員会の議事録でありますけれども、その理由に関して、重要な部分を読ませていただきたいと思いますのですが、10年前の当時の再編の理由に関しましては、まず一つが、現在の政策決定の仕組みとしては、県の全体的な政策を調整する機能は総合政策部で行っている。今回の計画においても地域ごとの政策形成は、振興局を支援する地域振興部で行っている。いわゆる政策決定過程として二つの部がかかわっていたということで、当時の広域振興局に移行したことに伴ってのいわゆる地域の政策については、より地域でいろいろ考えていただき、それを県に反映することからすると、やはり県全体の政策機能と地域政策を担う機能が集中化したほうがいいだろうということで政策地域部に集約化させた。これは当時の総務部長の答弁です。

それともう一つが、これは総合政策部長の答弁でありますけれども、当時広域振興局ができて、まず一つは広域振興局体制をしっかりと支えていく。そういったことからすると、やはり今の総合政策部、それから地域振興部が一体化してそういった政策の企画、立案、それから広域振興局体制をしっかりとバックアップしていくような体制をつくることが必要という理由があって、当時は再編をしたようです。

もう一つ言えば、当時は政策立案部門の管理スパンが大きくなるに従って、機動的に動けなくなるのではないかとということで、政策機能についてはあくまでも政策地域部という格好で集約化させた上で、秘書広報室については秘書業務、それから広聴広報業務というところに特化させて、知事のトップマネジメントを支えるというのがあります。これが当時の再編の理由であります。

それから考えますと、私も読んで、当時は確かにそうなのだろうかと、それで再編したのだろうと思います。そういった理由で再編したにもかかわらず、また今回このような再編をすることに関して、当時の説明と今回の説明が全く同じような感じがして、何か整合性がうまくとれないというか、しっくりこないのですけれども、当時の理由も含めて、今回再編したことによって何がどうプラスになるのか、その辺をもうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○佐藤人事課総括課長 当時の再編の理由でお答え申し上げることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤人事課総括課長 当時の再編の理由で申し上げますと、委員からのお話がありましたとおり、一つは知事の直接補助部門の純化を図ることでの秘書広報室の設置、それから政策立案機能の一元化強化を図るための政策地域部の設置が大きな再編の理由になっていたところでございます。

その再編を行ってから現在まで10年ぐらいたったわけでございますけれども、県の組織体制というのは、社会経済のそういった情勢に対応して、適時適切な見直しを図っていかなければならないと思っております。

今回の場合は、先ほども申し上げましたとおり、現在の政策地域部の機能が非常に多岐、広範にわたっていることを踏まえまして、政策立案機能を秘書広報室に移管をして、地域振興政策に注力できる、しっかりと対応できる体制をとっていきたいということが一つございます。

もう一つは、秘書広報室のトップマネジメントの支援を行っている秘書広報室と政策部門が一体化をすることによりまして、政策形成、これを迅速、的確に行っていきたいという、そういう時代の要請なり県政課題の複雑化、そういったものに対応しての見直しを今回は行っているものでございます。

○岩崎友一委員 なかなか腑に落ちないのですが、ちょっと確認ですけれども、順序的にどうなのでしょう。そういった課題があって、その課題を解決しようとして部局を再編しようとしたのか。私が見ていると、部局再編ありきでこうしましょうと決まって、それにその理由をくっつけたように見えるのですけれども、組織再編の今回までの提案までの過程は、誰が発案してかかわってきたのか、その辺をお示しいただけますか。

○佐藤人事課総括課長 先ほどもお話したところですが、県の組織体制というものは、やはり社会経済情勢の変化、こういったのに対応して適時適切に見直しを図っていく必要があると考えておりまして、この点につきましては、昨年度策定をしております行政経営プランにも記述をさせていただいているところでございます。

それから、知事からは、県民計画をやはり着実に推進することが大事だということでありまして、より業務を進めやすくする、あるいはより施策の効果が発揮できる体制とするように指示を受けておりまして、そういった方向となるように事務的に今回の見直し案を作成しまして、部長、副知事と協議を重ねていった上で、今回の再編案を御提案申し上げているものでございます。

○岩崎友一委員 ちょっとやはりおかしいですね。当時もいろいろそういう理由があって再編をした。なぜかという、私は実はこのままでいいと思っているのです。このままというか、組織を再編する必要がないと思っていまして、やはり当時の理由は、振興局ができて、当時はこれでよかった。10年間で今回再編するということでもありますけれども、やはり懸念することが多々あるわけでございます。

まず一つが、今回政策企画部とふるさと振興部。政策企画部が政策の企画、立案と評価もそちらに移る。ふるさと振興部は実行部隊のような形になるわけでもありますけれども、先般米内紘正議員の一般質問にあった県の大きな目標という課題があります、それに対してしっかりと指標の設定なり、KPIが連動しているかということに関して大きな差異があったわけです。答弁でもそのとおりなのですが、そういう中で、今回企画、立案と評価部門と実務部隊が分かれることによって、さらに悪い意味で乖離が進んでいくのではないかという懸念もあるのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○佐藤人事課総括課長 今回、やはり再編の目的といたしましては、さまざま環境変化に対応した政策をもっと前向きに形成を図っていく必要があると思います。そういう意味では、政策立案機能の充実・強化が必要だということで、秘書広報室に政策機能を移す。そ

れから、現状の政策地域部の体制でいきますと、広範な県政課題を多岐にわたって所掌しておりますので、それは政策の部門、そういった機能の移管をしまして、地域振興施策の推進、これに注力してもらわなければならない。そういう体制をそれぞれつくりたいものでございまして、それぞれの機能を高めることによって、県民計画の推進なり、あるいはふるさと振興総合戦略の策定も進めておりますけれども、そういった策定、策定後の施策の推進、それぞれ注力する体制を整えることによって前に進んでいくと考えております。

○岩崎友一委員 私が質問しましたその問題点、大きな計画をつくりますと、指標は各部局が設定するかどうかと思うのですが、今回評価部門も政策企画部に移るということで、各部局がつくっている指標と乖離が進むのではないかという懸念が物すごくあるわけです。今のままの政策地域部の中でやっていったほうがいい。というのは、数字が物すごく大事で、そう考えますと、例えば調査統計課とか、物すごく専門的に調査している部門が政策地域部の中であって、政策推進室の中でさまざまな政策が考えられていて、今の形がベストだと思っております、そういうのが分かれるということにもちょっと違和感があるのですけれども、その辺はどう考えますでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 委員の御指摘のとおり、確かに調査統計課の担う業務は、統計情報の提供ですとか、あるいは調査分析といったものは、これは非常に重要な業務だと思っております。各種の施策を検討、展開するに当たりまして、このバックデータとなるものでありますので、この機能というものは重要であると思っておりますが、こうした情報を当然ながら政策企画部のみではなくて各部にきちんと提供して、各部の施策事業にも、その立案等にも生かしていただくことが大事であると思っております。

したがって、政策企画部のみではなくて、各部局の事業とか、施策の立案、推進にも役立てる。調査統計課のそういったデータは、各部に提供して推進していくことが大事であると思っておりますので、今の時点では調査統計課の業務を移管するという見直しは考えていないところでございます。

○岩崎友一委員 もう一つ、振興局との関係も確認します。さっき 10 年前の総務部長の答弁、もう一回言います。現在の政策、現在とは 10 年前です、政策決定の仕組みとしては、県の全体的な政策を調整する機能は総合政策、今回の計画において地域ごとの政策形成というのは振興局を支援する地域振興部が行っている。当時、二つの政策決定過程があって、広域振興局に移行したことに伴って、いわゆる地域の政策についてはより地域で考えていただき、それを県に反映するということからすると、県全体の政策機能と地域政策を担う機能が集中化したほうがいいだろうということで政策地域部ができました。

ただ、広域振興局の関係はふるさと振興部になるので、当時の答弁とまた真逆のことをやるわけでありまして。当時は、振興局ができて県の総合的な政策をつくる部局と振興局の声をしっかり反映できるように、政策全体をやる部局と振興局をセットにしようというのが当時の考えだったわけです。

今回分かれるわけですね、政策の企画に関しては政策企画部、振興局管轄のふるさと振興部。そうすると、当時の答弁と真逆のことを今回やることになるわけでありましてけれ

ども、その辺はどのように考えますでしょうか。私からすると、当時の政策自体が間違っていたと考えられるのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 まず、振興局の所管の部分についてお話を申し上げますと、広域振興局は、市町村等と緊密な連携のもとで地域特性を生かした地域振興の諸施策を総合的に推進するために設置しているものでございまして、地域振興施策の推進に当たって中核的な役割を担います。本庁の部でいいますと、今回ふるさと振興部の業務とのつながりがある。この親和性があるということで、ふるさと振興部の所管としたものでございます。

振興局からさまざまなお話をいただいたり、本庁の組織との連携は、これはどこの部の所管のところでも重要であると思っております、今回の場合、県民計画に基づく政策の実効性を高める意味で、政策機能は秘書広報室とセットになって政策企画部で担うことにしましたけれども、振興局からのいろいろな意見はふるさと振興部できちんとまとめて、そして部局間の連携をきちんと図って推進をしていきたいと思っております。

○岩崎友一委員 一度 10 年前の議事録を皆さん確認されたほうがいいかと思えます。すごく違和感あります、これ 10 回読んだのですけれども、読めば読むほど今回の整合性が全然とれなくて、これは一回確認をしたほうがよいかと思えます。

次も具体的話で、実は今回室課は現時点での案ということで、条例可決後に検討の上規則で定めるとあるのですが、これはルール、法律でありますから、そのとおりでいいのでしょうかけれども、実はこの政策というものはすごく重要なのですよね。やり方としては、そういった部門を組織的に再編するのであれば、やはり私は室課の案に関しても、コンプライトされたものを我々に示していただいて、こういうふうになりますとやっていったほうが、より議会の理解も得られやすいと思えますが、その辺いかがでしょうか。

それともう一点が、今示されている室課の案に関しましては、これはどの部分がどういうふうに関後変更される可能性があるのかも含めて教えていただきたいと思えます。

○佐藤人事課総括課長 先ほどの質疑の中でもお答えしましたとおり、条例の中で決まっているのは、部の設置の部分について議会にお諮りをして決定をすることでありまして、室課に関する部分、そのぶら下がりの部分の組織体制については、特に法律上の規定はないところではございますけれども、やはり部局設置の条例案の改正という審議をいただくに当たりまして、室課のレベルの方向性を示す必要がある、そして議会の慎重な審査をいただく必要があると思ひまして、今回こういった方向性をお示しさせていただいたものでございます。

今後、今日お示したものがどのように変わるかという点でありますけれども、基本的なところは、今回こういった方向性をお示ししておりますので、この方向でいきたいと思っておりますけれども、例年でいきますと、これから人員配置の検討ですとか、それからあと予算の検討が進んでいまして、2月の議会のときに組織体制もあわせまして、委員の皆様にも御提供しておりますので、この時期までに間に合うように引き続き検討を進めていきたいと思っております。

○岩崎友一委員 わかりました。恐らく県北・沿岸振興室は、これはなくなると思いますか。

何となく室になるというのは、案というよりは、このままいくのかなと思うのですけれども、今まで地域振興室にあった県北、沿岸部門が県北・沿岸振興室を新たに立ち上げるということでもあります。私はやはり重要なのは内容だと思っているのです。県北、沿岸振興について確認なのですけれども、今の県の県北・沿岸振興本部があります。それと県北・沿岸振興室の関係性に関して、その役割分担というか、それも含めてお示しをいただきたいと思います。

○佐藤人事課総括課長 県北、沿岸振興につきましては、これまでも本部というものをつくって全庁的に取り組んできたところでもありますけれども、その推進担当役という意味で言いますと、現在は地域振興室の中に県北、沿岸振興の担当を置いて進めているところがございます。これを今回引き続き行政の重要課題ということで、県北、沿岸振興を図っていくという意味で地域振興室の担当から専担の室に格上げをして実行していく。県北・沿岸振興室は、その本部の推進役の役割になっております。

○岩崎友一委員 上部組織というのはどっちなのですか。県北・沿岸振興本部が上部組織でしょうか。

○佐藤人事課総括課長 県北・沿岸振興本部、これは副知事をトップといたしまして、各部局が横断的に構成されているものですので、こちらが上位の形になろうかと思っております。

○岩崎友一委員 実は、県北・沿岸振興本部は年に1回しか会議をしていないのです。私は、県北・沿岸振興室でやろうという気持ちは確かにわかるのですけれども、県北・沿岸振興本部が年に1回しか会議をしていないのに、上位の組織を改革していかないと、下のほうをちょこちょこやったからといってどうにかなるものでもないと思っているのです。ですから、本気でやるのであれば、県北・沿岸振興本部の部局化もしっかりと考えていかないと、今回の再編も全体も含めてなのですが、何か県庁動いているよというようなパフォーマンスにしかどうしても見えないのです。内容が伴っていないような気がしております。

最後に県北、沿岸振興にかかって、県北・沿岸振興本部と県北・沿岸振興室のこれからの方向性、どうあるべきかというのは、これは総務部長がよろしいですか。本気で取り組んでいく体制にするためには本当にこのままでいいのか、もっとこうしなければならないと思っているのか、それをお伺いして終わります。

○八重樫総務部長 これまでも県北・沿岸振興本部を中心に県北、沿岸振興に全庁挙げて取り組んできたところであります。今回いわて県民計画あるいは三つのゾーンプロジェクト等を策定いたしまして、県北、沿岸振興を専担で、仮称でありますけれども、専門的に担う県北・沿岸振興室を新設して体制の充実を図って市町村との連携も深めていこうというところがございますし、県北・沿岸振興本部につきましては、まさにその推進役の中心として地域の創造に向けて、さらに強力で全庁挙げて取り組んでいく必要があると思っておりますので、県北・沿岸振興本部、県北・沿岸振興室、それぞれ一体となって、今後施策の展開を強力で進めてまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 それでは、お伺いしたいと思います。

最初に、現在政策地域部の中では政策の立案、そしてまたその実行について、推進についても関与しながら進めているわけでありませけれども、それを以前のような形に政策とその推進部隊を分けるということの中で、本来は立案、意思決定、政策推進と、そして管理といったところを見れば、一体のほうが、機能していれば、本来はそれが一番いいと思うのですが、現在なかなか機能し切れないから部局の再編ということになるようとしているのかどうか、機能していないとすればどういった原因があるのかどうか、それについてお伺いします。

○佐藤人事課総括課長 今回秘書広報室に政策立案機能を移管するという点でございますけれども、先ほどお話ししておりますとおり、前回の再編当時と比較をいたしますと、非常に県政課題が複雑多様化している。そういった中で、現在の政策地域部の体制という意味でいいますと、当時と比較しまして、政策の立案調整のほかにも国際的な部分、それから交通、情報と、こういった業務が多岐にわたって所管をしております。

そういった中で、今後やはり地域振興の施策を一層推進していくことを考えていきますと、これは機能を分けてそれぞれに注力できる体制を整える必要があると考えているところでございまして、そういった体制をしくことによって政策立案機能と、それから地域振興施策の推進と、どちらにもしっかりと対応できる体制とする充実、強化を図ってまいります。

○工藤大輔委員 それで、先ほど申しました立案、意思決定だとか政策推進のスピードが、また二つに分けることによって遅くならないかどうか。体制が一体ではなく分離するわけですから、スピード感においてなくなってもちょっとどうかと思います。それについてはどのように進めようとしているのか。そしてまた、これが新たな縦割りの行政にならないものかどうか、それについてお答え願います。

○佐藤人事課総括課長 今回政策立案機能の充実・強化を図る観点で政策企画部に設置いたします。現在の政策推進室の中の政策担当、評価担当あるいは分権担当といったものが秘書広報室と一体となって政策立案を進めていきますので、そういった意味での迅速化、知事の意味決定、県政運営の方針を政策に反映させていく意味では、迅速、的確な対応が図られていくものと考えておりますけれども、各部との連携は、これはその体制のもとでもしっかりとやっていかなければならないと思っております。この連携につきましては、さまざまな政策会議の場もございまして、そういった場を通じて、きちんと連携を図って進めていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 その辺は重要な点だと思いますので、二つに分かれた結果、決して弊害が出ることがないように進めていってもらわなければならないと思います。

そして、市町村との連携強化を初め、いずれ多様な主体との連携、協働を一層推進する目的もあるという説明がありましたけれども、この連携強化をどのように進めていくのか。これは、正直現在でも部局の再編とは関係なく、連携強化というのはそれぞれ進めなければならない、進めていくべきことなのではございますけれども、その理由に挙げたのはなぜなのか。部局の再編で市町村を含めた多様な主体との連携、協働が一層進むと説明された理由は何

なのお示しください。

○佐藤人事課総括課長 今回の組織再編の一つの背景といたしましても、やはり県政課題の複雑、多様化といったところがあると思っております。そしてまた、前回再編の10年前と比較いたしましても、さまざま県の役割が非常に拡大している状況があると思っております。そういった意味で、県はもちろんですけれども、県民、市町村、そして関係団体、こういったところとしっかりと連携、協働を図って施策を推進していくことが重要であると思っております。そういった意味で今回の部局再編でふるさと振興部というものをつくりまして、先ほど県北・沿岸振興室の体制のお話ししましたけれども、そういった体制の拡充も図り、ふるさと振興部のマネジメント力といったものを高めながら、市町村と多様な主体との連携・協働、これは体制の拡充によって、以前よりも行いやすくなると考えております。

○工藤大輔委員 その体制の拡充のところですけども、どのように体制が拡充されるのかお示しください。

○佐藤人事課総括課長 地域振興室の体制で申し上げますと、これを今回県北沿岸振興を、やはり引き続き県政の重要課題であるということで、専担の室をつくって対応するものでございます。

地域振興室は、資料にもお示ししておりますとおり、引き続き地域振興室も設置されます。こちらのほうは、県央、県南、内陸の振興を重点的に担っていただくということでありまして、それを分けた上でしっかりそれぞれの室のもとで進めていく。人員につきましても、まだ詳細な検討はこれからになりますけれども、人員体制も拡充を図りながら、この三つのゾーンプロジェクトを初めとする地域振興施策をしっかりと一層推進していきたいと思っております。

○工藤大輔委員 検討中ということではありますが、今まで地域振興室14名ぐらいの体制で、県北、沿岸振興は4名ぐらいだったと思います。どの程度、検討していても、これで進めるのだというのであれば一定の規模感、例えば、このぐらいを考えていたとか、お示ししていただかなければ、これ分けて質疑をしているわけですから、課よりも相当な規模になるのかなということも、この再編案の中で見れば想像はつくのですけれども、どの程度かもう少しお示しできないものですか。

○佐藤人事課総括課長 ただいま委員からお話もございましたとおり、現在の地域振興室は14名の定数になってございます。これが地域振興室と県北・沿岸振興室の2室になるわけですけども、その二つを合わせまして、確定的な数字ということではなかなか難しいのですが、倍といいますか、両室においてそういった体制の拡充を図っていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 先ほどの答弁の中でも、県北・沿岸振興室では、県北、沿岸、特にこれはゾーンプロジェクトを推進すると、特にここをやっていくのだということのようですけども、県北、沿岸振興、このゾーンプロジェクトを進めれば振興するというのは、まだ地域の方々は見えないですね。実際何をやるのかよくわかっていないような中身です

から。そういった中で、それだけではなく現在の産業振興施策も含めて、担当課だけに任せるのではなくて、これまで以上にこの室のほうでもしっかりとグリップをきかせてやっていたら、なかなか大きく前進したというふうな成果は残しにくいのではないかなと思うのです。

それを進めるに当たって、体制も大事ですし、推進の仕方、あり方も大事ですが、予算であったり、制度の面においても相当な拡充する取組を強化していただかなければならないと思いますが、今回県北・沿岸振興室設置に当たって、そういった予算の面だとか制度の面、どのような方向まで検討されているのかどうか、評価をお示してください。

○**八重樫総務部長** 現在政策地域部で市町村行政支援等を担っている市町村課があるわけですが、ここはもちろんそのままふるさと振興部のところになりますし、加えて県北・沿岸振興室を新設して市町村の連携を深める。先ほど人事課総括課長から、組織としては倍増程度を考えている、人員としてはそういうお話もさせていただきましたし、あとさらに市町村への駐在職員等の配置なども新たに行いながら、先ほど委員から御指摘のありました産業振興施策、あるいは地域の特性を踏まえた施策の展開を、ゾーンプロジェクトのみならず強力に行っていくということでもありますし、現在来年度の当初予算を編成している過程にありますけれども、予算についてもそうした地域の特性を踏まえた施策の展開を図るための予算ということで検討しているところでございます。

○**工藤大輔委員** わかりました。その点については、また2月定例会等で示されてくることになると思いますが、この県北・沿岸振興本部は存続し、これまで同様副知事がトップの組織体で活動する、そしてまた県北・沿岸振興室が新たに設置をされるという中で、先ほども指摘があったわけですが、全庁的に副知事がトップということですから、今までトップだった割にはなかなか推進体制が弱かった。かけ声はよかったですけれども、なかなか実効性が見えにくかった。あるいは見えていても成果が小粒、単発だったと感じはしています。県北・沿岸振興本部を設置すると最初に掲げたときの熱量がだんだん落ちてきたと感じるわけです。これは、市町村も同様に感じていると思います。それを払拭するように新たな組織体、今までの振興本部もさらにうまく機能するように体制を強化し、進め方をしっかり再検討しながらやっていただきたいと思います。

そして、先ほど岩崎委員からも指摘されたのですが、今まで秘書広報室には調査監があったわけです。そこに新たに政策企画部になるということで、政策と評価のほうも、あと分権のほうですか、移っていくということで、これまでの調査監がそのまま設置をする方向でよろしいのですか。

○**佐藤人事課総括課長** 委員から御指摘いただいたとおり、秘書広報室の体制は基本的にその体制が残りますので、調査監も引き続き設置をして知事にさまざまな情報提供を行っていくことで考えております。

○**工藤大輔委員** そうすると、これは政策企画課の中に入るものか、政策調査、評価というのが一体となっていくのか、ちょっとまた分けられた形で進められていくのかを示していただきたい。

調査統計課の件なのですが、私も政策立案のところから推進、また評価をし、その間に調査すべきものがある中で、一定の評価した結果が数字、統計にあらわれてくるわけなので、これらも本来は一体のほうがすっきりすると思うのです。それは今回一緒になっていないということで、私もここは指摘をしたいと思います。

また、国際室の業務が地域振興施策とどう関連されるのか。国際的な、総合的な政策であったり、そういったものが、やはりあとは文化、交流であったり、そのところが国際室の2課の役割だと思いますけれども、国際室のこれからのふるさと振興部での位置づけ、果たしてここが適切なのかどうかお示してください。

○佐藤人事課総括課長 最初に、調査監のお話がありましたけれども、調査監は組織ではなくて職で設置をされているものでございますので、現状の秘書広報室でも、それから再編後の政策企画部の中でも、特定のどこかの課に所属するというような形にはなってございません。ただ、いずれにしても、こういった部の中で、あるいは全庁的な部分を踏まえて、連携を図りながら施策の推進に当たってのさまざまな情報の提供ですとか、そういったことを行っていく組織で考えているものでございます。

それから、2点目の調査統計課の業務でございますけれども、先ほどお話し申し上げたとおり、一つには今回の再編というものを、まず政策立案機能の充実・強化という意味で秘書広報室と政策の部門、これのみを一体化する再編を考えたものでありますので、いろいろな組織を動かしてということではなかったところではありますけれども、御指摘いただいたとおり、調査統計課の担う調査分析といった業務は、非常に重要な業務でありますので、これはどこの部に所属しようとも、各部にしっかりと提起をして施策事業の立案に生かしてもらうことが大事であると思っております。御意見といたしましては受けとめて、今後検討、研究させていただければと思っております。

それから、3点目の国際室のお話もございました。今回の再編の狙いが政策立案機能、それから地域振興施策の一層の展開で行ったものでございますので、現時点で国際室の業務をどこかに動かすというところでは考えておりませんですけれども、委員から御指摘いただいたとおり、さまざま文化の面とか、そういった部分でのつながりといいますか、関係がありますので、そこは部局間の連携をとりながら施策推進を図っていききたいと思っております。

○工藤大輔委員 今回二つの部の設置ということですが、そのほかにも、例えば全国的な事例を見れば、農林水産部もかなり母体が大きくて、他の都道府県によっては一緒にしたものが、やはり今度は母体が大きいということで、より専門性を高めたり、推進力を高める観点等から分ける事例等も出てきています。商工労働観光部も、これ多岐にわたるような業務で、一つの部というのを考えたときにも、かなり幅広いなと思います。

特にも農林水産部等、今水産の状況も非常に大変ですし、人数的にも非常に少ないですよ。技監といいながらも総括課長が兼務というような中で、本当の技監のような仕事ができているのかどうか。また、災害等が発生すれば、振興局も人がいっぱいいるわけでもない、まして本庁もそのとおりだという中で、本来の水産振興の役割、そういった前向き

な仕事等がなかなかできにくいような体制にあるのではないかと考えています。

ですから、そういったところの部の再編であったり、あるいは人員体制は、今回はこの提案だったわけですが、そのほかにも各般にわたっているような検討をした中で今回これだというふうになっていると思いますが、そういったところの部の、あるいは産業等の振興策として、どのように検討されてきたのかどうかお伺いします。

○佐藤人事課総括課長 農林水産部の例がございまして、組織を分ける見直しもあるのでないかということでございまして、確かにそういった組織を分けて対応していくことも一つの組織の見直し体制のあり方であると考えております。

今回の再編の内容で申し上げますと、政策立案機能の充実、強化を図るという意味で、現在の政策地域部から政策機能を分けて秘書広報室と一体化するというのも、こういった分けるといふ考え方に沿ったものだと思っております。

現在の農林水産部の組織につきましては、横串を刺すといいますか、例えば経営体の育成ですとか、農林水産物の高付加価値化とか、そういった農、林、水という横のつながりも十分意識しながら横断的な対応を図れるようにする意味で、そういう農林水産部の体制になってきていると思っております、今回の再編の中では、ここは現状のとおり進めていくことで整理をしたところでございます。

それからもう一つ、商工労働観光部のお話もございました。こちらも部のレベルでの見直しは、今回想定してございませんが、商工労働観光部の中で室を、このところ設置をしてきておりまして、副部長級の室長のもとで、その横断的な取り組みを行うことで、部の部長のマネジメントの部分の負担軽減にもつながっている部分があるかと思っております、商工労働観光部についてもこういった体制で引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○工藤大輔委員 必要な体制、また弱いところの体制とかについては、人員の配置等も含めて検討していただいて体制の強化をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、ちょっと10級のところ、さっき10級がどうかと給与の関係はここでもいいのでしょうか。

〔「終わっちゃった」と呼ぶ者あり〕

○工藤大輔委員 終わった。ちょっと確認で。9級から10級のところが出てくるわけですが、これは今回の部の政策企画部、ふるさと振興部、このところには当てはまるという観点なのか、あるいはこれは別なのか、10級のところのその点についてお伺ひします。

○佐藤人事課総括課長 行政職10級の職の追加の部分のお話でございします。今回の本庁組織の再編に伴って各部局を横断した政策の調整、あるいは施策の展開、全庁の指揮を行うといった特に重要な役割を担う部局の設置が想定されますので、今回この行政職給料表の10級職の中にこういった規定を新たに追加しようとする改正の提案でございします。

○工藤大輔委員 ということは、部長の中でそういった10級職が出てくる。今までは企画理事が10級職に当たったと思ひますけれども、そうではなくということですね、確認で

す。

○佐藤人事課総括課長 委員の御指摘のとおり、部長職の中として、そういった特に重要な業務を所掌する部局というものが、その時点での所掌事務を踏まえた上で判断されれば、その10級職として置くということでありまして、一方お話のあった企画理事は、やはり部長ということではなくて、ちょっと役割が違うものですから、今回改めて部長職にもそういった役割が出てきた場合には10級職の格付ができるように明確に規定を置いたものでございます。

○飯澤匡委員 それでは、質問させていただきます。なるべく穏やかにやりたいと思えますけれども、そのためには明確な答弁が必要でありますので、私もしっかり言葉をかみしめて質問しますから、重く受けとめて答弁してください。

10年前、私も秘書広報室と、それから政策地域部が設置をされるときにも質問させていただきました。当時の議事録、先ほど岩崎委員からも出ましたけれども、まさに今の状況とは全く別の状況の中で、目的に応じてやったということだろうと思います。今までの質疑を通じて、佐藤人事課総括課長の言うのはそのとおり。そのときの課題解決のためには臨機応変に組織も改編をしてやることは必要だと思います。全てあるものを前提として補修するということはあってはならないと思うし、むしろ積極的にやるべきだと思います。

しかし、ここでしっかり検証していかなければならないのは、前回の提案は非常に異例な改正の趣旨、1、知事のトップマネジメントを機動的に支援し、情報発信できる体制を構築する。これは、直接補助部門の純化を図るため秘書広報室を設置。2、企画、立案にかかわる各部局の指示系統、調整機能の明確化。政策立案機能の一元化の強化のため政策地域部を設置、総合政策部及び地域振興部を統合と言っているわけです。あとは3番目として、これは編制順ですから。これを秘書広報室のトップに据えて2番目に総務部を持ってきた。増田県政のときは総務部が一番下に置いていたので、それを整理したという格好になるのでしょう。

そこで、私は事あるごとに秘書広報室について質問させていただいていますが、今回知事のトップマネジメントを支える、それを純化路線としてやったという、検証なしには、これはどうだったのか。あえて抜き出してやったわけです。広聴広報、これは政策と一体ではないですか。僕はそれを言ったけれども、いや、そうではないのだと、そういうような答弁でした。

この10年間やって、その純化路線というのはどういう検証がなされて、この秘書広報室というのは何だったのか。それを明確に示してください。今回新しい部を設置するに当たり、混在化して、殊さら政策の立案機能の強化と言うけれども、その純化路線に対する説明は、今まで一切もない。それについてきちんと答えてください。

○佐藤人事課総括課長 秘書広報室を設置した上でのその成果といいますか、そういった部分になるかと思いますが、秘書広報室の設置によりまして、知事の指示等の速やかな伝達ですとか、それからさまざまな情報の収集、各部局への提供、それから政策の優先度を勘案した知事日程の調整、そういった知事の政策判断が円滑に進められるような

環境の整備に努めてきた、こういったものが図られてきたと考えております。

今回の再編は、秘書広報室を設置して、一定の進んできたものを土台とした上で、今回複雑化しております県政課題にしっかりと対応していくために政策立案機能の強化が必要だということで、この秘書広報室の体制と政策部門を一体的にすることによって、さらに迅速、的確な政策形成を目指していくことで、今回の部局再編を御提案申し上げているものでございます。

○飯澤匡委員 ちゃんと答えてください。純化という言葉を使ってね。純化という言葉です。これは、今回、企画、立案を据えたということは失敗だったということですね。どうということなのですか。純化ということについての的確に答えてください。それをあなた方が文書にあらわしているのだから。わざわざ抜き出してやったのでしょうか。

○八重樫総務部長 一つは一元化という、先ほど委員からもお話があった政策地域部に政策立案機能も一元化していくというところがありまして、政策の立案、調整は、当然に各部にまたがる施策、政策を的確に調整するという面がございますので、地域振興施策を行う政策地域部が政策立案機能を持って他の部の政策、企画も行っていたところは、今回まさに政策企画の部分を秘書広報室に移して、政策企画部として各部の政策立案、調整機能を行うところでございます。

もう一つ、純化の部分についてでございますけれども、政策企画課を今回秘書広報室に移して政策企画部として設置をするわけでございますが、そのときに政策の部門と、今秘書広報室にある広聴広報、県民の意見を聞く、あるいは調査監がさまざまな調査、立案をしていますので、その部分と政策企画の部分を連携させて政策企画部として全庁の政策立案機能を持たせようというのが今回の政策企画部及びふるさと振興部の再編の考え方でございます。

○飯澤匡委員 全く納得いくような答弁が出てこないのだけれども、当時、では何で広聴広報部門と分離するのだという答えについては、政策地域部で一元化して地域振興を図ることが政策の推進に当たっては一番いいのだと、こういう説明だったのです。それでは、その当時の判断は間違っていた。変化して新たに新しい考えでやるのだと、間違っていたのだと、そういう検証がされたということでもいいのですか。やはり議事録は重いからね、これ、言っているということはそこをちゃんと覚えてもらわないと。当時のやり方とは全く違っていたのだということを覚えてもらわないと前に進めない。

○八重樫総務部長 平成 22 年度の再編では、まさに政策立案、政策形成機能の一元化を図ったというところがございます、その背景には、本県においても職員定数が減少している中で、限られた職員数で効果的な行政運営を行うことで、秘書広報室、政策地域部という組織の再編を行ったところであります。

今回は、まさに 10 年たちまして、今の政策地域部が平成 21 年当時、2 室 3 課であったのが、現在 7 室 3 課でありますから、広範な県政課題を多岐にわたって担っているということでございまして、そのことから政策企画部門は秘書広報室に移して政策企画部として再編したいという考えでございます。

○飯澤匡委員 当時秋田県では知事公室をつくって、まさに似たようなものを行ったのです。そこで、当時岩手県もそういうふうなやり方をやったらどうかという考え方だったのですが、それが逆にこういう判断だったのです。知事直轄的な知事公室等を設けるといような議論も中にはございました。ただ一方、直轄組織として庁内の政策的なリードをするという機能を与えますと、今度は政策地域部の役割分担、それから調整等が多く出てくるような懸念がある。それから、さっき岩崎委員も指摘をしたように、機動的な部分で管理スパンが非常に長大なものになるというような懸念がある。これについてはどういうふうな説明をされますか。

だから、当時のことを、それはそれでよかったのだけれども、今としては支障があるのだということをはっきり言ってもらわないと、政策判断ですから、僕はその当時おかしいなと思ったのです。おかしいなと思ったけれども、これは執行権の範囲の中で一回はやらせてみよう。この秘書広報室を抜き出して純化させたことは結局失敗だったということでしょう。そこをしっかりと認めてもらわないと前に進めないですよ。

○八重樫総務部長 平成 22 年度の当時、知事のトップマネジメントの部分の純化ということで組織を再編したところでございまして、県としては先ほども申し上げましたが、その後まさに経済情勢、あるいはさまざまな、社会経済情勢やその時代の流れの中で、最も職員という資源が力を発揮できる組織のあり方を不断に見直しておりまして、先ほど飯澤委員からもそのことはそのとおりでというお話でございましたが、そのためにも今回政策企画部とふるさと振興部の再編が最も力を発揮できる。それぞれの政策立案、あるいはふるさと振興に注力できる体制をつくりたいということで、今回の御提案をさせていただいているものであります。

平成 22 年度の知事のトップマネジメントに純化する、そのことがどうだったというところについては、先ほど直接補佐する組織としてタイムリーな情報発信などを行ってきた機能はしていたと思いますけれども、今の時点で最も県の組織の力を発揮する点から鑑みて、今の御提案をしているところでございます。

○飯澤匡委員 ずっと繰り返しなのですよね。そこら辺が今回の組織再編に当たっては、当時の総合政策部に戻すような部局再編にはなっているけれども、僕の問題意識は建て付けで秘書広報室が最上位にあって、これまで 10 年間何が起きてきたか。私にも匿名の手紙がいっぱい来たのです。結局ここがヘッドクォーターになってみんなに指示を出す。クロス・ファンクショナル・チームにしても、みんなそこから指令を出していく。まさに二重構造になっていて、政策をしているところにもどんどん入り込んでいっている。非常にその中でひずみが出てきているという部分が散見されるし、私もそのようなことだろうと思っているわけです。

だから、当時の増田県政のときに総合政策室をつくったというのは、やはり政策立案とその政策評価をしっかりとやっていこうと、そういう意図があって、その中で県政の中心的な役割を果たし、それを全庁的に行き渡らせようと、こういう目的があったけれども、今回は秘書広報室の皆さん方がどう思っているかわからないのですが、そういう今の部分

を温存させて、今回はきれいには言っているけれども、実際、ふるさと振興部の意思決定機関とか、政策形成に今までかかわってきた部分が本当に広域振興局に伝わるのかどうかという疑問は非常に残ります。一元化を図るとやってきたというのでしょうか、そのつもりでやってきたわけだから。

では、政策地域部長に聞きます。今までやって何か問題ありましたか。やはり改編の必要があったというふうな、庁議でそういう検討をされたのですか。

○白水政策地域部長 まさに私は政策地域部長ということで、政策地域部を統括する立場にあるわけですが、これまで県議会の皆様にさまざまな御意見をいただき、あるいは提言もいただいておりますし、それから職員も本当に頑張ってくれていると思います。今総務部長からも答弁がありましたように、これまでは結構機能してきたということでございますが、さまざまな業務が、この間、追加をされてきてございまして、もちろんそれもしっかりやってきたつもりではありますが、例えば機能として今年はILCの部局が独立をしたこともありますし、適時適切な、よりいい方向に組織を再編していくことだと思いますので、私としてはそういう形で今後県民計画の実行段階、より強化をしていかないといけないというような段階でもありますので、そういった見直しの方向だと理解しております。

○飯澤匡委員 何か余りきちんとしたというか、納得のいくような答弁が聞こえないね、残念。ですから、今の時点では、納得できません。

私たちの会派で、33市町村、予算要望と政策懇談会、特に首長さん方には極力出てもらって話をしていますが、今の広域振興局の体制については、物すごく不満がたまっています。僕らが行ったからというのではないと思うのだけれども、足もとを見て、まずそこら辺からしっかり見直すということがまず大事ではないですか。それが機能していないのに政策と乖離をさせて、政策立案がそこで果たしていいものが生まれるかということですね。

今までハクセル美穂子議員も首長さんとの懇談会については問題を提起しましたが、広域振興局長が首長さんから要望を預かってそれを知事に伝える。今度はまたそこにワークショップを置くような格好になるわけでしょう。今までは部長が直接知事にその内容についてやってきたけれども、振興局で吸い上げる、部長が聞く、そして今度は新しい政策企画部に持っていく、それを知事に伝える。ますますフィルターがかかって本当に地域振興になるのか。政策立案機能に反映できるかという疑問は、誰もこの組織形態を見たらわかります。ちょっと現実と乖離しているのではないのでしょうか。

実際しっかりと現場を見て、今回のハクセル議員の質問には知事は全く固持。今はしっかり機能しているのだと言っているけれども、さらに今度はワークショップ置くわけでしょう。企画部門と分離して地域振興が図れますか。殊さら一元化すると言って地域振興を図るとやってきたわけだから、それを検証することなしに政策立案だけ分離するというのは、ちょっと私には理解できないのだけれども、これをどのように理解すればよろしいお答えください。

○佐藤人事課総括課長 振興局からの要望等をどう政策に反映させていくかという観点

だと思えますけれども、振興局所管の部分については、やはりこれは振興局の存在は、市町村と連携を図りながら地域の特性を生かした地域振興施策の展開をしていく役割で設置をされておりますので、本庁の部局で考えた場合には、地域振興施策の推進に当たって中心的な役割を今後担う予定のふるさと振興部の所管、これが業務とのつながりが一番深いであろうということで御紹介したものでございます。

ただ、市町村からいただいた意見等をしっかりと政策に反映させていく、これは大事な点でございますので、政策立案機能の充実、強化ということで、政策部門が秘書広報室のほうに行きますけれども、これは具体的なところで言いますと、いわて県民計画ですとか、あるいは人口減少部分に対応するふるさと総合振興戦略、これの策定とか改定の事務が行くことでありますので、こういった部分に意見を反映させていくことであれば、これはふるさと振興部からきちんと意見が行って政策企画部で判断する。

具体の地域振興施策の実行は、引き続きふるさと振興部に残りますので、ここの部分は広域振興局からいただいた意見をこれまでどおりきちんと反映させていく、あるいは各部局にきちんと提供して折衝していくと、こういう体制でいきたいということで御提案しているものでございます。

○飯澤匡委員 質問に答えてください。ワンクッション置くからどうなのだと。ひいてはそれは政策に反映できるのか。ふるさと振興部が受け皿になって政策企画部に行くわけでしょう。では、どういう政策形成のプロセスをするのですか。今まで一元化を図ってきたのに、また時間をつくってやるのですか。非常に無駄な作業だと思うのですけれども、総務部長いかがですか。

○八重樫総務部長 知事あるいは各部局長が列席をした上で、市町村要望について広域振興局長から報告をいただく機会がございまして、その中でこういった対応を行うか、あるいはそれを来年度予算等にどう反映させていくかという検討がなされるわけですが、現在は政策地域部からその場に報告が上がっていくことでございますし、来年度の組織再編後については、それはふるさと振興部からそういった場に情報が提供されて、それについて庁議メンバー等での検討がなされるということでございます。

○飯澤匡委員 なかなか明快な答えが出てこないというところが今回の再編の大きな問題点であろうと思うわけです。今回の再編に当たっては、表向きはそういうことになっていると思うのです。先ほど来、人事課総括課長が説明しているけれども、どんどん、どんどん地域と自治体との思いが乖離をしていく、さらにそれに拍車をかけるのではないかと。そのために前回は一元化を図ったということなのですね。そういうことですね、そういう説明だったから。だから、これのどこが悪かったのか。さらに状況は悪くなっているのに、現場部門になぜ手をつけないで、また政策立案だけを抜き出すのか。なかなか自治体の首長さんにはよくわからないと思うわけです。

大分時間が経過して、納得あるような答弁も出てこなかったもので、前回も、10年前もかなり長い時間をかけて私は質問をさせていただきました。しかし、この10年間、今回の案が出てきたことは、秘書広報室自体の存在というのが、純化したことによってどういうメ

リット、デメリットの答えも全然出てこない。その純化を、今回消すわけでしょう、純化ではないのだから消すわけです。秘書広報室長、その検証はどうなっていますか。

○高橋秘書広報室長 秘書広報室を純化しての 10 年間の検証ということですが、平成 22 年度に向けての再編の考え方については、トップマネジメントを直接補助する最低限の機能にしたということで、今時点、職員 34 人ほどの室ですが、そのとおりの機能をしてきたというわけですが、何よりも平成 22 年度に再編して、年度末には東日本大震災津波が発生したというところで、全庁挙げて復旧復興に取り組むところで、トップマネジメントの重要性なりを感じながら努めてきたと思っております。

そういった中で、調査監も特命的な調査事項を、知事、副知事に上げるといったような機能から、どんどん部局への指示、伝達なり、あるいは部局間連携を深めていくような、連携を進めていくような感じで動くようになってきたといったところで、そういった中でもしかすると政策立案、調整部門に近くなってきているようなところも出てきているのかとも実態としては思いますけれども、そうしたところで、今般総務部から示された組織案において、そういった調査部門と政策立案、調整部門との連携の強化ですとか、広聴広報部門と政策立案、調整機能の連携強化といったようなことが示されておまして、連携強化と申しましても、基本的には政策企画部という傘の中で組織的には統合、一体が図られるわけですので、庁内分かれているところについて組織目標を一緒にして、情報でもきちんと共有して協力し合う体制をとということで、より各部局の政策推進に貢献できるような組織になるのではないかと考えております。

○飯澤匡委員 10 年前の議論でこういうことを言っているわけです。秘書広報室をつくれれば、秘書広報室はみずからの仕事はあれとこれ、どんどん、どんどん組織を拡大していきます。まさに、今秘書広報室長がおっしゃったように、政策的な部分に入り込んでいるというふうにおっしゃいましたよね。だから、それに合わせるという格好なのだけでも、このときは政策的な部分は政策地域部でやりますよという答弁だったのです。まさに、秘書広報室の位置自体が全然崩れてしまっている。当時の意識と全然違っているということを私は断ぜざるを得ないと思います。

もう一つ、ちょっと話は変わりますが、妖怪サミットとかアニメの何とかサミットとか、岩手の県政にどのように反映されるのですか、お答えください。

○小野副部長兼政策推進室長 妖怪サミットとアニメの関係とか、先日東京それから北九州などでシンポジウム、イベントなどが開催されたものでございます。文化スポーツ部が担当しております。いわて県民計画におきましては、特に新たな文化といった観点でございますけれども、やはり岩手県、これまでさまざまな民俗芸能等、伝統的な文化といったものもございますし、それに加えて漫画でありますとかアニメといったことにつきましては、一つには県の取り組みを県民の皆様にさまざまな形でわかりやすくお示するとともに、新たな文化として、特に漫画の関係はそうなのですが、県の取り組みや地域の振興でありますとか、そういうものにつなげながら発信することで、地域振興にもつなげていくことができる。

全国でもさまざまなアニメの関係の聖地といったこともありまして、ツーリズムのほうも活発になってきていることですので、そういった新たな文化と地域振興、これを絡めてきたものでございますし、それから妖怪につきましては、妖怪の作家などにつながるさまざまな連携といったものの関連です。それを通じて、地域の振興につなげていこうといった観点から、これまで取組を続けていたところでございます。

特に岩手の場合は、遠野というか、まさに聖地といいますか、全国を代表する、これも民俗学につながる非常に地域の風土に合ったものでございますので、こういったものを一つの力として全国と関係するさまざまな妖怪文化に係るような地域がございますけれども、漫画の作家さんとか、そういったところと連携をしながら魅力の発信をしていくといったことで、一つにはツーリズム関係、それから地域の振興につなげていこうとするものでございます。あくまでもそういった地域振興の観点を中心に、これまで取り組みを進めているところでございます。

○飯澤匡委員 今例を示しましたけれども、これは知事が非常に興味を持って進めているところですよ。今度政策形成になったら、こういうサブカルチャーがどんどん、どんどん政策の中心になって出ていく。県民は、そんなことによりももっと真剣にやってほしいというわけです。結局秘書広報室のそばに置くということの、通常の体制だったらいいけれども、そういうことがまかり通っていくような体制が見透かされる。これに対して私は大きな懸念を持っています。

組織の再編は、時に応じて、課題に応じてすることは、これは必要かと思うけれども、今までの質疑を聞いても、今までの10年間は何だったのか、これからどうするのかという根拠には、非常に私は見るものがなかった。特に秘書広報室をわざわざ抜き出してやったことについては、まさにその検証もされていないし、純化という言葉を使ってトップマネジメントを支えることになってきたけれども、結局へんてこな組織的な温床になっていると思っているのです。ほかの委員はわからない。したがって、今回は今までの答弁を聞いてもなかなか納得できないので、もう少しやり直したほうがよろしいのではないかと思います。

○佐々木宣和委員 まず、そもそも論ではないですけども、今回この組織再編ということで、一番の目的はいわて県民計画、10年間の計画をきっちり推進するために組織を再編することかと思っておりますけれども、私も県民計画の質疑等々をやらせていただいているときから感じていたことですが、計画と組織体というのは一体だと思っておりますので、そもそも10年間の計画がスタートする今年の4月1日に合わせて組織を変えていくほうが自然なのかなと思うのですが、何で1年ぐらいずれて、このタイミングで提案されるものになっているのかというロジックを伺いたいと思います。

○佐藤人事課総括課長 今回提案したタイミング的なものというお話だったかと思っておりますけれども、これにつきましても、先ほど来御答弁しているところなのですが、県の組織というものは社会経済情勢を踏まえて、きちんと適時適切な見直しを図っていく必要があると考えているところがございまして、その中で前回の再編から10年経過したところで、

事務的に見直し案をつくりまして、知事に上げた上で、今回のタイミングで御提案をしたところでございます。県民計画のスタート年とちょっとずれたところはございますけれども、そこは毎年度毎年度見直していく中で、やはりこのタイミングで政策立案機能、まさにこれからが計画を実行していく段階に入るところでありますので、ここで見直しの案を議会に御提案させていただいたところでございます。

○佐々木宣和委員 モチベーション的にも10年間始まるときに組織も変わることになると、いろいろ変わっていくなというような見方にはなるとは思いますし、その社会経済の変化ということを答弁で言われておりますけれども、世の中の変化がすごく早い中で、こういう方向性でやろうと。では、その計画を実行させるためにはという期待感は、組織体をどうするのかというのが非常に重要な要素だと思うので、新しいこういう計画を始めます、ただ組織体は1年後にこういう形でブラッシュアップしながらやっていきますけれども、行政体というものはそういうものなのかなと思うのですが、シンプルに考えたほうがわかりやすいとは思いますが。

県民計画の推進を適切に着実に推進ということで、一つは10年間の計画のところでは幸福度というものがあるって、これは私の認識ですと、限られた行政リソースを最大に発揮していくために、要は今までやっていた並びをクロスして見るような形で考えていこうというようなことだと思っていて、そのときに非常に重要なのが客観的な数字感というものを捉えながら実行していく必要があるのだろうと思います。

その観点で、岩崎委員、そして工藤委員も指摘されましたけれども、調査統計課の位置が政策企画部ではなくて、ふるさと振興部となっています。先ほどの答弁の中では、ふるさと振興部のほかの課だったり室と連携するために、こういう位置にしていくということをお話しされていたのですが、結局調査統計というのは客観的な数字であるわけですし、その政策の立案、それと評価をドライにやっていかなければいけない部門だと思うので、私も調査統計課は政策企画部にあるべきだと指摘いたします。

それと、先ほども申し上げましたけれども、課題がどんどん、どんどん多くなっている中で、それを解決していかなければいけないところなのですが、新たな県民計画のところの考え方だと、いろいろな課題を複合的に解決することによって、その効果を最大化していくような発想だと思っているのですが、今回の部局の再編によって、要は部局横断的にクロスしていくようなことが意識されたのかどうか分かりませんが、100のリソースを100に分けるのではなくて、100の課題をそれぞれのところが共有することによって課題を解決した効果も上げるようなことだと思っているのですが、今回の組織再編に関して、いろいろと関係するところとの連携を深めるための考え方というか、それは部局の再編にはどう反映されているものなのか。

○佐藤人事課総括課長 2点お話があったかと思いますが、一つは、調査統計課のお話をいただきました。この点につきましては、繰り返しの部分でございますけれども、こういった情報分析ですとか、統計データの活用が重要なことはそのとおりでございますので、これをしっかりと政策の立案の部分、政策企画はもちろんですけれども、各部局にも提供して

施策事業に反映させていく、生かしていくことで対応してまいりたいと思っております。

それから、もう一つの連携を深めるという部分のお話でございます。県政課題複雑化という中で、特定の分野だけではなく、ちょうど間に位置するような、そういった課題が非常にふえてきているのだと思っております。県の組織対応の中でも、そういった課題に対応していくために、これまでのところ、例えば、CFT、クロス・ファンクショナル・チームというようなものをつくって、部局横断的な対応も図ってきたところではございました、今回の再編の中では、具体的にそこを捉えたような部局再編ということではないかもしれませんが、引き続き分野横断的な、部局横断的な体制については、そういった機能を生かしながら課題解決を図っていきたいと考えております。

○岩淵誠議長 質疑の途中ではありますが、この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩淵誠委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○佐々木宣和委員 クロス・ファンクショナル・チームの話もされたかと思えますけれども、組織体を変えるというのが県民計画の着実な推進のための話だったのですが、新たな県民計画に関しては、クロス・ファンクショナル・チームはすごく重要なポイントだったと思っているのですが、それを加味しないでこの組織化になったというような答弁だったのですけれども、もう一度先ほどの答弁を聞いていいでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 先ほどお話し申し上げましたのは、分野横断的な県政課題が非常にふえてきているという中で、それに的確に対応していくために、組織体制としましては、関係部局の職員が参画をしてクロス・ファンクショナル・チームをつくりまして、横断的な課題に対応していくことをこれまでやってきましたので、今後におきましても、そういう案件に応じてクロス・ファンクショナル・チームを立ち上げて課題に取り組んでいきたいと申し上げたところでございます。

○佐々木宣和委員 計画と組織体というのは連動するものだと思うわけですが、改めて巻き戻すような聞き方になるのですが、新たな県民計画というものが、今までのものと何が違って、それを解決するためにどういう組織体でやるのかということはどう考えられているのかお聞きします。

○佐藤人事課総括課長 今回の部局再編の提案というのが、今年度からスタートしている県民計画を着実に推進するために再編の提案をしているものでございまして、その目的、狙いについては二つあると御説明申し上げます。その一つは、今後の環境変化にきちんと対応して、的確な、そして迅速な政策形成を図るための政策立案機能の充実、強化。それから、地域振興施策、やはり人口減少がどんどん進んできて、非常に厳しい状況でございますので、市町村等と十分連携を図りながら、地域振興施策を強力に展開していく必要がある。この2点の観点から、今回の部局再編を行うものでございます。

○佐々木宣和委員 環境変化のスピードにどう対応するのかということと、大きな課題であります人口減少にどう対応していくのかに対するための組織体ということなわけですね。

これも改めて聞くのですが、振興局と全体的な政策のつながりということを考えると、今までは政策地域部の中に振興局があって、その中で完結していたものが、今度の新しい組織体になると、振興局がまずふるさと振興部の中にあって、そこから吸い上げられたのが政策企画部に行って、その政策企画部の中で精査されるというようなことなのですか。

○佐藤人事課総括課長 振興局の所管について言いますと、委員御指摘のとおりでございます。現在の政策地域部、これがふるさと振興部の所管になるということでございまして、今回政策企画部において担いますいわて県民計画ですとか、あるいはふるさと振興総合戦略、こういったものの策定、改定といった部分に反映させていくこととなりますと、そこは振興局からふるさと振興部にそういった意見が吸い上がってきて、それを政策企画部において十分精査しながら、検討を進めていくこととなります。

○佐々木宣和委員 ふるさと振興部で意見が入ったものをワンクッション置いて政策企画部に上げるような話だと、もともとの体制として振興局とより近くなるために政策地域部に10年前は再編されて、今回また政策企画部を別にするとすると、先ほど来話もあって、首長さんからどういう要望のもらい方をするのかみたいな話にもつながりますけれども、これを分けてやるというのは、結局スピード感につながるのではなくて、逆に遅くなるのではないかというのはどう説明をされるのか。

○佐藤人事課総括課長 振興局の所管部で言いますと、今回ふるさと振興部が地域振興施策の推進、これの本庁の組織において所管することですので、そこのつながりが一番大きい、深いかわり、つながりがあるということで所管はそうなります。そこから吸い上げたものについては、これまでも政策の企画というものはもちろんですけれども、ほかの部局の施策事業といった部分も、やはりそれは吸い上げたものが各部局にも提供されていく体制がありますので、そこはきちっと各部局間の連携を図りながら取組を進めていくことになろうかと思えます。

○佐々木宣和委員 結局大きな課題があって、世の中の変化のスピードが速くなって、人口減少が進んでいることに、いかに早く対応していくのかということになると、要は組織も、対応もシンプルにしていくのが自然な流れなのかなと思っていて、私冒頭にも触れましたけれども、結局新しい県民計画の考え方というのは、いろいろな問題を複合的に見ていくことで対応していく、リソースを最大化することだと思っているので、新しい県民計画に対応した組織再編となると、細かいものをどんどん多くつくるのではなくて、シンプルに一つにまとめていくという発想になるのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○佐藤人事課総括課長 私の答弁の中で、少し不足していた部分があったかと思うのですけれども、現行の政策地域部の中で、振興局、局の取りまとめといった部分につきましては、政策推進室の中の調整担当というところがございまして、その機能もあつたところでございます。したがって、この調整機能の部分につきましては、今回ふるさと振興

部の中のふるさと振興企画室に体制をとる形になってございますので、ここはその部分に組織として継続されて機能が引き継がれて取り組みが進められると考えてございます。

○佐々木宣和委員 結局課題を解決するスピードを速めるというのと、中継ぎにいろんな変化があります。それに対応するには、組織としてどう対応していくのかということを考えなければいけない。県北・沿岸振興室もそうなのですが、割かれる人員が多くなると、それに向かうリソースがふえるというのでわかりやすいのですが、何が変わったのかというのを、組織体の中側の人間もよく理解しなければいけない部分だと思うので、それがなかなか明確に、私も理解できていないようなところがあって、結局、今回の組織再編ということで、新しい県民計画に対応する、それはどういうことかといったら、世の中の変化のスピードに対応することと、人口減少に対応していく。そのための組織化はどういうことをすればいいのかというのもイコールになっていないような印象なのです。

改めて伺いたいのは、その方向性として、では県民計画は前の10年間とこれからの10年間でどういうことを考えて、これに注力するものがあってこうなったのかということで、今回の組織再編で何が変わったのかを改めて伺います。

○八重樫総務部長 県民計画に掲げるそれぞれの政策分野の政策、あるいは施策の執行というのは各部でももちろんやるわけでございますが、ふるさと振興部はまさに地域振興、ふるさと振興、そういったものを受け持つて行うということで、広域振興局を束ねておりますので、そこから上がってきた市町村であるとか地域の課題に対して、どういったような政策を打つかというところは、ふるさと振興部でそこはダイレクトに行くところは一切変わっていないといえますか、その部が持っている権能としてはそういうところがありますので、そこに注力してもらおう。今度は全体の政策調整だったり、横断的な今まで政策立案をしていたところも持っていたのですけれども、それは違うところに移すことによって地域振興施策に注力してもらおう。

実際全体の計画をつくるときには、もちろん政策企画部とかに上がっていくことになりますけれども、それは予算も同じことで、ふるさと振興部で予算の要求をして総務部に上がってくるわけですが、そういったところは全く政策の立案でも同じこと、予算の調整でも同じことで、一義的には各部局がそういった権能を有しているわけですので、今回の再編では、まさに地域振興という部分に注力できる体制としてふるさと振興部を設置したいと考えているものでございます。

○佐々木宣和委員 今回の組織再編によって改めて地域振興というところに力を入れることと、それと切り離して政策企画部は全体的な数字の把握から、目標感設定からというところをやって最適化を早めるというようなイメージなのでしょうか。終わります。

○武田哲委員 私からは、県政に触れている期間がちょっと短かったのですけれども、その中で感じたことをちょっとお伺いしたいと思います。

決算特別委員会の中で、私は事業承継の課題をお聞きしました。そのときに、県で決めた事業の事業承継にしっかりと取り組んでもらいたいという思いで商工会がさまざまアンケート調査をしました。しかし、その結果を総括課長は見ておりませんと言いました。肝

心の末端での情報も上がってこない。そして、市町村その他の団体とのさまざまな事項にしっかりと向き合わなければならないときに、肝心の末端ができていなくて、上のほうを変えたって意味がないと私は思っています。まして政策企画部が同じ釜の飯を食いながらさまざまな県政課題に取り組んでいくという一体感も感じられない。肝心の末端がそういう状態なのに、上だけが変わったってどうにもならないのではないのでしょうか。そのところをちょっと答弁願いたいと思います。

○佐藤人事課総括課長 部局の見直しという提案の中ではありますけれども、今のお話は各課のところ为抓手関係する団体ですとか、そういったところと連携を深めて、ニーズを吸い上げたりとか、あるいはそれを政策の立案に生かすことが大事だというお話をいただいたと思っております。これは、本当にどういった部局の体制になっても、そういった関係団体としっかりとタグを組んでやっていくことは大事なことだと思いますので、それが今回の部局再編の中で、そういった点に触れていることはもちろんないのですが、これは引き続き関係団体と、さまざまな多様な主体との連携、協働も今回の再編の意図の一つでございますので、再編を通じる中でそういった点を徹底していきたいと思っております。

○武田哲委員 どう見ても、肝心の末端のアンケート調査の結果すら上に上がってこない中で、その先で情報がしっかり集まってきていない中で政策企画部が、さらにいろんな情報を集めてさまざまな政策をつくっていくという。これは、県民に対しても、そしてほかのさまざまな団体に関しても、その情報が上がっていないことの改善点すら示さないで、上だけを変えてもどうにもならないという感じがしているのです。私も偶然、県で行われた事業、決算特別委員会ですから、その評価、全体の報告、それを読んで決算特別委員会が開かれているものだと思っていたのですが、それすらきちんとできていない中で、本当にこの政策企画部だけが別な課になって、スピード感を持ってやれるかという、その辺の整合性が全然とれていないと感じているのですが、いかがでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 各部局、各課が、所管の業務について関係団体と連携をしてやっていくということは、これは組織論の部分だけではなくて、やはり職員の対応と申しますか、そういった部分として必要なことだと思っておりますので、その点については総務部として、そういったことを徹底していくということももちろんございますし、個々の職員のそういった能力育成にも努めていくという必要があると思っております。

その中で、組織論等の話で申し上げますと、政策立案機能の充実、強化ということで、今回政策企画部を立ち上げるわけですが、決してそこが現場ですとか、各部局と、委員の御指摘のような乖離をすることがないように、ここはさまざまな場を通じて連携を図りながら取組を進めていくように努めていきたいと思っております。

○武田哲委員 どうしても今回のこれに関しては、私も納得がいかないところがあります。肝心の末端の情報も上がってこない。そして、その中でさらにフィルターがかかって政策企画部に行く。アンケート調査の結果というのは、国で、さまざまな事業が持たれて補助金とかそういった補助メニューの情報すら行っていないという現実を知る一番大事なところ

ろだったのです、商工の事業承継補助金の話とか。そういった国の補助金、補助メニュー、国も地方で起こっている問題に対してしっかりと課題解決のための補助メニュー、補助金とかそういったものをつくっているのだけれども、それが行き渡っていない現実を知る第一歩だったはずなのです。

肝心のそのところを報告書も見えていない、職員の能力とかではなくて、多分担当課長は見ていたのだと思います。その情報共有すらきちんとできていない現実には、私はもっと向き合ったほうがいいのではないかと考えています。今の県政の中で、上だけ変えても肝心の血が行き渡っていない現実があるのです。その末端の部分の情報の集め方、ましてやこれまでもずっと統計の部分とか数字と向き合わなければならないのではないかと、そのところを離していいのかということがずっと話し合われてきました。数字だけではなくて、現場で起こっている情報すらしっかり上に上がっていない現実ともっと真面目に向き合わなければならないのではないかと考えています。ですから、私はしっかり今までどおりの体制の中で、それぞれの情報をどうやって集めるかというところに注力をしていただいたほうが、より精度の高い政策がつけられていくのではないかと思いますけれども、それをもう一度お伺いして終わりにします。

○佐藤人事課総括課長 そういったアンケートなり現場の意見をしっかりと吸い上げて政策事業の立案に生かしていくというのは、これは本当に大事なことでありますので、委員からの御指摘を重く受けとめさせていただきたいと思っております。

しかし、今回の再編部分につきましては、これはやはり時代背景、そういった部分を捉えて、政策立案機能の充実ですとか、地域振興施策をより強力に進めたいということで、県民計画を推進するための再編でございますので、この点御理解を賜ればと思っております。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって議案第4号についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○岩崎友一委員 いろいろと質疑をさせていただきました。いわて県民計画は、県の計画の中でも最上位計画ということで、着実な推進はそのとおりであります。今日は、議案が政策企画部とふるさと振興部のみでありまして、今いろいろ質疑させていただいた中でも、正直腑に落ちませんので、今回の議案に関しては反対させていただきたいと思うのですが、この再編に関して真っ正面から反対というわけではなくて、着実にいわて県民計画を推進するためにはどうしたらいいかという大所高所から、今日あった政策企画部、ふるさと振興部だけではなくて、これまでに県が10年間の計画をつくる際には、しっかりと総務部でボトムアップ形式でどうしたらいいかということで、例えば農林水産部ができたり、この部分だけではなくて、全体的に組織の再編がなされてきたと思いますので、そういった背景もしっかりと大切にさせていただいて、ここだけではなくてほかの組織はいいのか、ある

いは例えば総務部の中に東京事務所がひもついているけれども、東京事務所の役割を考えた場合に、その総務部のままでいいのか。そういったことも全体的に再度御検討いただいて、再提案していただければいいなというのが思いでございます。今回の件に対しては、そういった理由から反対をさせていただきます。

○飯澤匡委員 私は、質疑の中でも問題意識を明らかにさせていただきましたが、秘書広報室を誕生させるに当たって、純化路線に当たったその根拠並びに検証がなかなか私には理解ができなかった。やはりここは原点に立ち返って、広域振興局と自治体の関係、これは先ほども言いましたように、不満が非常に充満している。そこは足元をしっかりと固めながら、政策と政策推進は集約化をして、そもそも政策地域部はそのような趣旨でつくられたわけです。その体制を強化するということが一義的には大事なのだろうと思います。

新しい県民計画の推進のためにというような話で今回の提案をされていますが、先ほどの質疑の中にもあったように、現場を重視しながら政策も一体化して進めていく体制をもっともっと追求する必要があるが今の県政には必要ではないかと思えます。

今一部上場会社では、優秀な方々が集まってきて、計画書はうまくできるのですが、実働部隊がなかなか現場に即して動かない。いわゆるこれが大企業病というふうにされて、会社は社会のために、何のために貢献できるのかという自問自答している、そういう状況にもあると聞いています。まさに、それと同じことをやろうとしているわけです。

私が容易に想像できるのは、今回政策企画部に入った方々は、恐らく別のジャケットの色を着て、私たちが中枢を担っているのだというような形になりはしないか。そして、ふるさと振興部についても、今までは自分たちで考えて、自分たちでやってきたのだけれども、これから大本営発表の中で、俺たちは単なる実働部隊かということになってしまっただけで、職員のモチベーションが低下するのは目に見えている。したがって、分離をするのではなくて、もし再編をするのであれば、そういったことを総合的に勘案して、知事も現場に答えがあるとよく言っているのではないですか。現場に答えがあるような体制づくりをさらに追求するのが私は最優先課題ではないかと思えます。

冒頭に申し上げましたように、時に応じてやるのは、これは大変重要なことだと思いますが、今回の質疑を聞いてみても納得するような答弁というのは出ませんでした。それから、いろんな現場で起こっていることを吸い上げて政策形成をしていくというシステム自体が今回分断をされていくわけですから、これについては課題あると思えます。特に秘書広報室が今のままで温存されたような格好で強化をされるということになってしまったのでは、さっき言った白ジャケットの話になりはしないかと一番危惧します。

でありますから、私の質問の答えに対する根拠が非常に薄いということで、今回は賛成のできるような状況ではない。したがって、もう一回練り直して、現場に即した形で機構を再編するにはどうしたらいいか。本当に真剣に部長さん方でお話し合いをしたという、答弁にもそれはにじんでいないのです。前回の10年前は、いろんな考え方が出てきて、いろんな考え方が検討されたということが答弁の中ににじんできたけれども、みんな表面的に一緒なのです。みんな一律、一面的です。そこら辺を自問自答していただいて、もっと

もっと庁内で闊達に議論をして、よりよきものにしていただきたいと思います。

○**工藤大輔委員** さまざま指摘をされた面があったところであります。そういった中で、それらの一つ一つが、これまでの組織体のあり方、課題等、長く議会でも指摘された点が非常に多かったと思っております。組織再編にベストというのはなかなかないのだと思います。よりよい体制をつくっていくということの中で、もしかしたら現体制でもうまく運用さえできればやれるはずのものもあるのではないかと。やはりその辺のところも本当は認めながら、さまざま考えがあったのだということも、検討過程もしっかりと伝えられれば、そういう発想もあったな、そういう観点だったかなということも理解ができるころもあったのだと思います。

いずれ新しく提案をされたわけであって、その後組織の運用をどうするかということをして最大の効果を発揮するように、そして私も指摘をしました新たな縦割りにならないかという指摘に、そうではないというふうな話もあったわけですが、その姿を見せていただいて、政策立案と事業推進、そして効果を最大限発揮することが一連のものとなるように進めていただきたいと思います。また、議会からの指摘は重く受けとめていただいて、認めるところは認め、改善すべきは改善するという姿勢をより一層示しながら、議会とも一体となって県政推進に当たられるように一層の努力をよろしくをお願いをし、議案に対しては賛成をしたいと思っております。

○**岩淵誠委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**岩淵誠委員長** 再開いたします。

これより採決いたします。初めに、議案第4号を採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**岩淵誠委員長** 可否同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長において本案に対する可否を決定いたします。

本案について、委員長は可とすることに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、当委員会付託分、議案第5号から議案第7号まで及び議案第15号を一括採決いたします。

各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを議題とした

します。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原財政課総括課長 議案第 27 号の当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の最後のページ、92 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

まず、提案の趣旨についてありますが、令和 2 年度におきまして、公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額 98 億円の範囲内で発売しようとするにつきまして、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、令和 2 年度における発売額 98 億円の考え方ですが、これは令和元年度の本県の発売計画額、約 89 億 4,000 万円を基本といたしまして、本年 10 月の全国自治宝くじ事務協議会で可決された令和 2 年度の全体の発売計画などを考慮して設定したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。

受理番号第 3 号内閣総理大臣主催「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明はありませんので、質疑、意見交換に移ります。

本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木順一委員 もちろん皆さんは内閣府の職員ではないので、答弁する立場にはないということは十分にわかった上で一般論として聞きます。

問題点は四つぐらいありまして、会計処理の問題、それから公文書管理の問題、そしてまた政治資金規制法と公職選挙法の問題、こういう視点でお尋ねをしたいと思います。

請願によると、当初の予算は 1,700 万円ぐらいから始まりまして、2 倍、3 倍になっております。通常であれば、財政規律に照らし合わせると、超過支出禁止の原則が、これは

必ず守らなければならないものだと思います。しかも国会で認めた予算でありますから、執行側とすれば、予算の範囲でこれを処理するのが通常のやり方だと思うのですが、この2倍、3倍を超えたことについて、岩手県の会計処理と照らし合わせて、もし岩手県で何かの行事をやって、毎年2倍、3倍に3年間、4年間推移した。どこかの時点で、やはり原課の催した部局は、課かどこかわかりませんが、財政課とすれば何らかの注意をしようと思うのですが、これを見て財政規律が妥当かどうか。

それから、国会で通ったわけでありますから、そうなる国会で認めたということは、その予算の範囲でやれよということをも認めたわけでありますから、2倍、3倍ふえるというのは財政民主主義に反するわけでありますが、この点についてどういう認識を持っているのか、一般論でいいですから、財政課総括課長、お願いします。

○小原財政課総括課長 ただいま委員からお話のありました件につきましては、国における予算執行について承知はしていないのでございますが、内閣府の一般共通経費という行動等から来ますと、県の共通経費というものにつきましては、例年一定額を計上しております。職員の異動に伴う赴任旅費ですとか、不測の事態が発生した際の賠償金など、あらかじめ見込みが立たない経費として執行している現状がございます。いわゆる政策的事業等につきまして予算が不足する場合は、県の場合は補正予算のような形で対応させていただいている状況でございます。

○佐々木順一委員 それは、次年度で一定の予算を組んで、それが実績の2倍になった。だけれども、次の年度も前の年度の予算要求をしてきた。こういうときにどうしますか。何で前年度ふえたのだということは尋ねないのですか。もし、原課でそういう予算要求があった場合には注意しないのですか。

○小原財政課総括課長 先ほども申しましたように、国の予算の要求の仕方を承知しているわけではございませんので、要求側が、いわゆる前年度と予算額に対しては予算額を丸々使いましたということで、それにどのような形で追加して執行したかということが明らかになれば、そういうお話があるかと思いますが、その仕組み自体がそういう形かどうかは承知していないので、こちらとしてもなかなかコメントができないような状況でございます。

○佐々木順一委員 いずれ誰が見ても財政規律を守っていないことは、皆さんだっただけでわかるでしょう。もしこういうものが許されるとなれば、毎年1,000万円でもいいですよ、行事費として要求をして、実績は2倍になったと。でも、財政課で認めたのだから、また前年度と同じ規模で予算要求をして、そして実績が今度は3倍になった。でも、また2年前の予算要求をしましょうと。こういうことをやっていけば、誰が見たって議会側は文句を言いません。県民だっただけで執行機関を信用しなくなるといいますので、こういうことは財政規律を全く無視しているということ指摘したいと思っておりますし、当然ながら、超過支出禁止の原則というのは、これは皆さん守らなければならないことでもありますので、これが国といえども予算の計上の仕組みはわからないと今財政課総括課長は言いましたが、誰だっただけでこれは、イロハのイだと思っております。こういうことはあってはならないと思っておりますが、こ

れが平気で内閣府で行われていることは、これはやはりとんでもない会計処理だということ
を強調したいと思っております。

次に、公文書管理の問題にいきます。公文書管理は、民主主義の根幹であります。いわ
ば国民共通の民主主義の根幹を支える共有の財産であるというのは、皆様方が知っている
とおりであります。岩手県の公文書管理はどういう規則で、具体的に保存期間が決めら
れていると思うのですが、一般的にこういう行事を開催して予算の支出を伴う参加者名簿
は何年間ぐらい保存になるわけですか。

もう一つ聞きます。意思決定が伴う文書と予算の支出が伴う文書、こういう文書は何年
間保存期間になっているのでしょうか。

○戸田法務・情報公開課長 国の文書の管理については、「公文書等の管理に関する法律」
において、行政文書の管理に関する定めは、各府省庁等において設定することとされてお
りますので、詳細はわかりませんが、県の場合の文書の保存の関係についてござ
いますけれども、行政文書管理規則におきまして、各担当課において規則で定める基準に
基づきファイルごとに保存期間を設定してございます。基準の例を申し上げますと、有期
限の場合の例を申し上げますと、政策の実施、対外的な権利義務関係を生じるものなどは
10年保存、それから会計関係に関するものなどは5年保存、それから帳簿、台帳等で常時
使用するものは3年保存、軽易な照会、報告等に関するものは1年保存、本庁内部の事務
連絡に関するもので定型的なものや、軽微なものは1年未満となっております。

〔「聞こえないな」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 執行部に申し上げます。明瞭に発言してください。

○戸田法務・情報公開課長 というような形になっております。

○佐々木順一委員 余り長く言われても、ちょっとわからなくなるので。

まず一般論で聞く、県の立場に置きかえて御答弁いただきたいと思えます。一般論で構
いませんので。

〔「一般論なら聞かなくてもいいでしょう」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員 待って、待って、そういう言い方はないでしょう。極めて失礼です、
今のは。何ぼ不規則発言といえども。

〔「質問をする権利がある」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員 一般論で聞きます。県の意思決定をする公文書と、それから予算の支
出を伴う行事の参加者名簿については何年間保存期間があるかということでもいいです。

○戸田法務・情報公開課長 基本的に会計に係る書類は5年が原則になってございま
すので、原則的には県の場合ですと5年保存という形になっていると思えますけれども、
それに付随する書類が5年になるかというのは、例外もあつたりすると思えますので、一
概に一律5年ということはないかもしれませんが、原則として申しますと、会計について
は5年ということになっております。

○佐々木順一委員 1年未満はないということですから、よくわかりました。

それから、岩手県の場合、電子データは公文書に当たるわけですか。

○戸田法務・情報公開課長 電子データにつきましても、組織として共有して保有しているものにつきましては、行政文書に該当するものでございます。

○佐々木順一委員 官房長官は、電子データは公文書に当たらないと言っているわけでありますから、私も紙だけではなく、今の時代は電子データまで公文書に当たるものと思っておりますから、あれでは国民は納得しないことになろうかと思えます。

次に、政治資金規正法と、それから公職選挙法についてお尋ねいたします。一般論であります。私が例え話をしますので、仮説であるから答えられないという答弁でも構いませんが、一応申し上げますから答弁をいただきたいと思えます。

ある政治家が、私でもいいです、後援会活動を催しました。そして、会費を徴収して、私が後援会活動の一環で、地方議員として桜を見る会に、行事費で会員を募って、そして連れて行った。そのとき会費から飛行機代、それから宿泊代、バス借り上げ代、前夜祭の一流ホテルの5,000円の懇親会費、これを徴収して、そして政治資金規正法上、組織活動費の中で旅費、宿泊費、雑費とか、こうやって収入と支出をしっかりと書き込んで政治資金規正法にのっとって県の選挙管理委員会に報告をして受理されたという方法がまず一つあります。

もう一つは、総理大臣も言っているのですが、後援会主催だと。しかしながら、経費についてはその業者と個人の関係で払ったので、後援会の収入、支出はなかったから、これでもいいのだという、極めて簡素な処理の仕方です。

前段に申し上げたのは、実態に即した会計処理であります。どちらでも県の選挙管理委員会は、これを受理するのかどうかということです。

○小原選挙管理委員会事務局書記長 県の選挙管理委員会の書記長の立場でお答えをさせていただきますと思えます。

今の話については、政治資金規正法の関係と、あと公職選挙法の関係と、論点が二つあるかと思えますけれども、まず政治資金規正法に関しましては、第12条で政治団体の会計責任者は毎年12月31日現在で政治団体に係るその年の全ての収入、支出及び資産等の状況を記載した収支報告書を作成して提出しなければならないという規定がございますので、政治団体の活動であれば収支については全て記載していただかなければならないことになっております。ただ、県の選挙管理委員会は受理いたしますけれども、それについて、本当にこれが全てなのかと、そういうところの実態審査はできかねますので、出てきた書類について形式的に整っているか、数値に間違いがないかというところの形式審査はさせていただくことになると思えます。

それから、会費徴収云々のところについては、公職選挙法の寄附の規定に関係するかと思えますけれども、公職選挙法での寄附の概念については第179条で、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与、交付の約束というものについては寄附であると考えられますので、対価をとったときに、その対価が提供するサービスというか、その中身に見合っているかどうかというところで寄附に当たるか、それとも実費徴収であるかというところについては判断することになると思えます。

それから、寄附については、第 199 条の 2 で公職の候補者又は公職の候補者となろうとする方について、それから第 199 条の 5 におきまして、後援団体について、当該選挙区内にある者に対していかなる名義を持ってするかを問わず寄附してはならないという規定がございますので、こちらに抵触するか否かというところについて、個別具体の判断をすることになると思います。

○佐々木順一委員 政治資金規正法の建前は、公明正大にして、そして国民監視のもとに国民の評価と批判を受けるようにと、こういうことでありますから、届け出の方法は申告する方々の良心に委ねられていると思うのですが、少なくとも事業を後援会が主催したならば、やはり詳しく会費とかそういうのを徴収して、支払いは旅行業者とか宿泊業者とか、そういったところの実態に即して届け出をするというのが政治資金規正法の建前だと思います。これ以上書記長に聞いても答弁に困ると思いますので、これはこれでやめます。

あと公職選挙法の関係の寄附について、もう一回書記長と県警本部にお聞きいたします。仮定の話で恐縮であります、私が岩手県知事だと思ってください。私が東京で銀河系大使とか何とか大使、100 人、200 人いらっしゃると思いますので、岩手県の何とか大使に感謝する集いを主催しました。支出は公費であります。会費は取りません。食糧費か何かで多分落とせると思いますので、そういう会を催しました。大使だけを集めてももったいないから、国会議員も案内をしました。それだけではもったいないから、どうせならば大谷選手とか菊池雄星選手とか、そういった一流の方々にも来賓として御出席をいただいて、岩手県の県費で全てを賄いました。待てよと、岩手県から 800 人、私も連れて行きました。会費は取りませんでした。800 人の方々もただで飲食をして帰りました。これは、公職選挙法に照らし合わせると、寄附の禁止規定に該当するかどうか。書記長と警察本部からお聞きしたいと思います。

○小原選挙管理委員会事務局書記長 今の話についても、仮定の話でございますので、事実関係をいろいろ確認しないと何とも言い切れないところはございますが、今のところにつきましては、公費というお話でございましたので、県の公式行事ということであれば、特に政治団体とか、公職の候補者の方としての活動ではないということになるのかと思われませんが、ちょっと具体ではないので、何とも言えないのですが、一般的に言うと、公的行事で公費を支出したということであれば、それは県の行事となると思います。

○玉澤参事官兼警務課長 ただいまの御質問は仮にということで、桜を見る会のような同様の会で 800 人ぐらいを岩手県のために尽くしてくれている大使の皆さんとか、著名人の方を招いて、その中で寄附ということに当たるかどうかという御質問だと思います。大変恐縮ですけれども、仮定という前提ですので、これについては答弁を差し控えていただきます。

加えまして、公職選挙法に該当するかという同じ質問になるのですけれども、これは今お話ししたとおりのことで、答弁は差し控えるのですが、冒頭一般論ということで御質問がありましたので、一般論という部分で回答させていただきますと、定型的で大変恐縮なのですけれども、警察は犯罪があると思料するときには、法と職に基づいて適正に捜査を

進めてまいります。

○佐々木順一委員　そういう答弁だろうと予測しておりました。ただ、もしこれが認められるとなると、800人、私の仮定の話のほうです、誰でもやれるということになってしまうわけですね。しかも、趣旨はさっき申し上げたとおり、メーンは何とか大使に感謝する集いでありますから、この方々を御慰労するためにやっているわけです。そこから勝手に800人を岩手県から私が集めて、有名人も来るから、どうせだったら、みんなただで飲食できるから、ついでに岩手県の有名人にも会えるので、連れて行ったら、これは公費の私的利用ということにもなるわけでありますから、これと同じものが今度の桜を見る会だと私は思っております。

もう一つ、警察本部に聞きます。反社会的勢力という定義について、官房長官はわからないと言ったのですが、恐らく政府で定義づけしていると思うのですが、その点について、どういう定義づけになっているか。ここだったら答えられるでしょう。

○玉澤参事官兼警務課長　反社会的勢力の定義についてでございますけれども、法的に定義されているものについては承知しておりません。

○佐々木順一委員　本当に定義がないのですか。反社会的勢力というものはないわけですか。

○玉澤参事官兼警務課長　繰り返しになりますが、法的に定義されているものは承知しておりません。加えて、今の御質問からですが、恐らく企業指針における反社会的勢力の定義という部分で、社会的にそういう中身がございますが、この被害を防止するための指針というものについては承知しておりますけれども、お答えする立場にございません。

○佐々木順一委員　よくわかった。いずれ桜を見る会の疑惑につきましては、今私がお尋ねしたところがいろいろ解明されていないから問題になっているわけであります。

これを解明する方法は、簡単に言えば、参加者名簿を全部明らかにすればいいわけでありますから、それでもって一件落着なのです。例えば各省庁では名簿を持っているわけであります。それから、総理大臣のところだって参加者名簿を持っているわけでありますから、内閣府でまとめた名簿のもととなる名簿を、これを明らかにすれば、この問題は解決するわけであります。

名簿をいろいろな理屈をつけてなかなか公表しないから、これだけ日本全国挙げて問題になっているわけでありますので、やはり総理大臣というのは日本の元首ではないのですが、事実上元首みたいなものですから。こういう最高のトップにいる方は、やはりみずからの疑惑はみずから解明する努力の誠意をもってやれば、この問題はすぐ解決するわけであります。なかなか総理大臣も名簿などいろいろな理屈をつけて開示しないということでありますので、この上は、この請願は、総理大臣がやる気がないのであれば、国会の場で、あるいはそれに準ずるような場で解明をするべきだと思っております。

一言で言えば、李下に冠を正さずです。そういうことをみずから率先垂範することによって政治不信、行政不信というものはなくなるわけでありますので、もし今総理大臣がや

らないのであれば、この請願は採択すべきものと思います。

衆議院国会には、政治倫理綱領というのがありまして、その綱領の中に、国会議員が疑惑を受けた場合は、みずから進んで疑惑を晴らす努力をするべきという綱領があるわけがありますので、この綱領にのっとりやはりやるべきだと思っております。

また、今内閣府の記者会見などを見ておりまして、非常に痛々しく本当に哀れな感じをいたします。それで、文武両道に殊のほか秀でていた政策地域部長にお尋ねしたいと思いますが、「官僚たちの夏」を書いた城山三郎さん、風越信吾さんという人が主人公でいるのです。この人のせりふが、非常に官僚を鼓舞させるようなせりふであります。何と言ったかと。「我々は大臣に使われているわけではない。国家に使われているのだ」、主人公にこういうせりふを書いております。この言葉と現在の内閣府が対応している対応ぶり等をごらんになって、白水部長は何を感じるのか。その所感をお聞きして終わります。

○白水政策地域部長 私の個人的な所感ということでお許しをいただければと思いますけれども、やはり国の公務員というのは役所に入省するわけですが、まさに国のために働きたいという思いで職務をやっているわけですので、そういう意味では、国士型官僚だとかという言い方があるとおりでございまして、まさにそう。私も若いころ「官僚たちの夏」は読みましたけれども、その後映画にもなったりしたのでしょうか。それは、非常に感銘を受けた記憶がございまして。今一部で、官僚たちの冬と言われるようなところも出てきております。非常に情けない状況だと思っております。

そういう意味では、もちろん国にもしっかりしてほしいですし、県庁もこの間一般質問等やっていただいて、人口減少の問題、特に本県含めいろいろ御指摘もいただきましたので、そこは国だけではなくて県も、あるいは市町村と連携をして、地方自治体も原点に立ち戻ってしっかりやっていかないといけないと思っている次第でございます。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○佐々木宣和委員 本請願に対して、反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

まず、安倍晋三総理大臣は、桜を見る会に関する事項について、既に丁寧に説明をされており、国会に対しても求められれば適切に説明していく意向を表明しており、本案に指摘されるまでもなく、国会において真相が明らかにされたものと考えます。

桜を見る会は、各界に功績があった方等を内閣総理大臣がお招きする行事であり、招待のあり方については誤解を招きかねない形式だったことから、来年度については中止することとなりました。この点に関しては、私も非常に遺憾に思っております。

しかしながら、招待者については自前による参加をしており、最終的に内閣官房において招待されており、公職選挙法や政治資金規正法に違反する内容等の指摘は当たらないものと考えております。

以上の点から、本請願に関して反対をいたします。

○岩淵誠委員長 確認をいたします。

不採択ということによろしいでしょうか。

○佐々木宣和委員 不採択です。

○岩淵誠委員長 ただいま不採択という御意見がありました、ほかに御意見。

○飯澤匡委員 私は、この一連の桜を見る会の状況については、一国民として非常に納得できないものがあります。この内容については、長期政権の中でいろんな問題が吹き出しただろうと思いますし、政権の中ではしっかり反省するべき点はあると思います。

ただし、今回の請願陳情の請願項目については、国会内で桜を見る会、前夜祭に対する疑惑を徹底究明すること、また政府は安倍総理大臣に係る一連の疑惑についてみずから説明責任を果たすこと、このようなことになっていますが、政治資金規正法違反などの疑いがあります。であったならば、これはもう東京地検の特捜部にでも告発をしていただいて、司法の場で財政法違反と、この中で究明をして、国会はやはり立法機関の中で、その責務を果たすべきことを優先すべきだと私は思います。

今回の内容は、別の場面でしっかりと究明するほうが国会としての責任を果たすことになるのだらうと思いますので、私はこの内容については、願意については理解しますが、その目的等についてはなかなか合致するものはありませんので、経路が違いますので、請願項目については反対という立場をとらざるを得ないということでございます。

○郷右近浩委員 そもそもこの願意としては、私も採択すべきものだと思うものであります。ただ、その中でこの願意を生かすという面において、請願項目自体であったり、国に対して意見書を送付するように求めているといったものでありますけれども、その部分の意見書に関しては、全くこのままでなくても、とにかく私自身もさまざまな規制法であったりとか、いろんな部分で、どうもこんなことでもいいのかなといったものについて、きちんとした形の釈明というか、そうしたものがあるべきだろうし、そうでなければ、先ほど来選挙管理委員会との質疑等があったわけですが、ルールの中でしっかりやっている中で、どうも釈然としないものが残るといったものにおいては、やはりこれは岩手県としても意見書を出して、その中で国に対して求めていくという部分があつてしかるべきではないかなというものであります。

それを講じた結果、例えば検察に対してのことであったり、いろんな形の告発であったり、そうしたような形になるならば、それはなるのかもしれませんが、岩手県としての姿勢という形の中においては、一地方議員としても出してもいいのではないかということから、請願を採択すべきという意見を出させていただきたいと思います。

○岩淵誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩淵誠委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長において本案に対する可否を決定いたします。

本請願については、委員長は採択とすることに決定いたします。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○岩淵誠委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。

これについて御意見はありませんか。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩淵誠委員長 再開します。

意見書案中、1番について、「国会においては、内閣総理大臣主催の桜を見る会への国民からの疑惑の究明を図ること」として、意見書の修正を行いたいと思っております。お諮りいたします。ただいま御検討いただきました意見書案は、修正案のとおりとすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩淵誠委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長において本案に対する可否を決定いたします。意見書案については、委員長はこれを修正案のとおりとするということに決定をいたします。

なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、岩手県多文化共生推進プラン（2020～2024）（素案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○澤田国際監 それでは、岩手県多文化共生推進プラン（2020～2024）（素案）について、お配りしております資料の1枚目と別紙1により御説明させていただきます。別紙2につきましては、適宜、お開きいただければと思います。

まずは、1枚目の資料をごらんいただければと思います。大きな1番のプランの概要についてでございますが、多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこととされており、本県で

は平成22年に最初のプランを、平成27年に現行プランを策定しており、現計画期間は本年度末までの5カ年となります。

次に、大きな2番、新プランの策定方針についてでございますが、いわて県民計画（2019～2028）との整合性を図り、県民計画の政策項目、18地域に貢献する人材を育てます及び25海外の多様な文化を理解し、共に生活できる地域づくりを進めますの2項目を踏まえ構成を組み立てております。また、平成26年に策定した、いわてグローバル人材育成ビジョンに掲げた取組の領域を包含させるとともに、平成29年に策定したいわて国際戦略ビジョンに掲げた取組とも整合性を図ることとしております。さらに、本年4月の改正出入国管理法の施行により、今後本県においても外国人の増加が見込まれることや、本年6月の日本語教育推進法の施行等の国の動向に適切に対応したいと考えております。そして、さまざまな活動主体が多文化共生への取組を実施する際の指針として、令和2年度から令和6年度までの5カ年の計画として策定したいと考えております。

ここで別紙1をごらんいただきたいと思っております。大きな3番、本県における多文化共生等の現状と課題等の（1）では、本県における多文化共生等の現状について記載しておりますが、本県の在留外国人数は東日本大震災津波後に5,000人台まで減少しましたが、その後上昇に転じ、昨年12月末現在では7,187人まで増加しております。国籍別では、中国が1位ですが、近年ベトナムが急増しており、労働者としてはベトナムが1位となっております。在留資格別では、技能実習は4割強であり、全国平均が12%であるのに対し、その割合が非常に高くなっております。

（2）には、平成27年のプラン策定後の社会情勢の変化等をまとめております。

（3）は、これまでの取組成果と課題でございます。現行プランでは、施策の方向として、言葉の壁の解消、安心した暮らしの構築、そして多文化共生の地域づくりの三つを定め取組を進めてまいりました。例えば、ア、言葉の壁の解消の場合、多言語サポーターを活用した外国人県民等の生活サポートなどに組み組みましたが、サポーターの登録数には地域偏在があり、その確保が今後の課題となります。他の項目でも同様の課題があり、新プランでは四つの施策の方向を定めました。資料右側の大きな5番でございますが、後ほど内容について御説明いたします。

次に、大きな4、目指す将来像（基本目標）についてでございます。現行プランでは、わかり合い、高め合い、ともに築く共生の国いわてと定めておりますが、新プランでは、箱で囲んだ四つの視点を踏まえ、国際的な視野を持ち、世界と岩手をつなぐ人材が生まれ、国籍や言語、文化などの違いをともに認め、暮らすことができる岩手としたところです。

次に、大きな5番の多文化共生に向けての主な施策の方向等についてでございます。施策の方向の一つ目は、地域に貢献する人材の育成と定着であり、日本人県民のグローバル人材としての育成、活用だけでなく、外国人留学生等の定着支援、外国人県民等の生活を支える人材の育成等について盛り込んでおります。二つ目は、共に生活できる地域づくり

であり、外国人県民等への相談、情報提供体制の充実、強化のほか、防災、医療支援体制の構築支援、日本語学習の支援などを盛り込んでおります。三つ目は、多様な文化の理解促進であり、外国人県民等である児童、生徒への対応や、多文化共生に関する啓発などを盛り込んでおります。四つ目は、本県独自の施策となる I L C プロジェクトへの対応であり、本年7月に策定した I L C による地域振興ビジョンを踏まえ、研究開発を目指す人材の育成、国際性豊かで便利な暮らしやすいコミュニティの形成を盛り込んでおります。

大きな6番、各主体の役割では、県と市町村や国際交流協会など関係主体に期待される主な役割の例をそれぞれ記載しております。

ここで1枚目の資料にお戻り願います。大きな3番、新プランの策定経過及び今後の策定スケジュール（予定）についてでございますが、これまで有識者や留学生のヒアリングによる意見などを参考に素案を策定いたしました。今後は、来週からのパブリックコメント、地域説明会を経て最終案を作成し、3月に再度総務委員会で説明した上で、年度内に策定作業を終え、新プランを公表したいと考えております。

大きな4番、新プラン（素案）の構成及び内容については、先ほど説明したとおりとなります。以上、説明を終わらせていただきます。

○**岩淵誠委員長** ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○**郷右近浩委員** 質疑を含めて何点かお伺いします。

今の素案の部分について、まずお伺いしたいと思いますが、こちらの策定スケジュールは、4月から11月、そして12月から3月ということですが、その中で施策の方向4、I L C の研究開発を担う人材の育成、外国人研究者と共生する多文化コミュニティを目指すということでもあります。この計画自体が2020年から2024年の計画という中で、もちろん I L C についてはしっかりと実現してほしいという、そういった思いを持っている中で、今現在ちょっと静かなというか。もちろんいろいろな形での県と市の働きかけであったりとか、そしてまた国の中での動きはあるものだと感じているわけではありますが、そうしたものは、今現在どのような状況になっていて、そしてこの人材の育成等はどのような形で考えておられるのか、あわせた形でやっていただければと思います。

○**高橋副局長兼事業推進課総括課長** I L C の推進の現在の状況等についてですが、今、日本学術会議のマスタープランということで審議が行われておりまして、来年2月策定と言われておりまして、この審議の状況というのは非公表になってはいますが、今手順に従って審査が進められているものと考えております。10月の末から11月頭に仙台で世界的な国際会議の I L C 関係の学会がありまして、そこでも I L C の推進を誓うという研究者の皆さんの仙台宣言というものがありました。それから11月頭には、知事が国に来年度予算の要望等もあわせて、I L C の推進等についても要望しておりまして、県としてもそういう意味で日本学術会議の審議の状況等も注視しながら、県としての取組を進めているところです。

それから、人材の育成につきましては、長期的な視点が必要ではあるのですが、今年度、新たに高校生の皆さんにそういう科学技術への関心を高めてもらう。行く行くはILCを担う人材になってほしいといったようなことも含めてコンテストを行っておりまして、4校6チームが参加して、素粒子関係に関心を持つ高校の皆さんの発表が1位ということで、今月頭に表彰式も行いました。来年3月には世界の研究の中心となっているCERNに派遣したいと考えておりまして、そういう意味で人材育成の取組も進めていきたいと考えております。

○郷右近浩委員 わかりました。恐らくILCの建設実現という部分については、まさに今いろいろなところで非公表の部分含めて、なかなかお知らせいただけない部分もあるのかなといったような形で受けとめてはおります。ただ、とはいえどこをもって啓発活動であったりとか、認知活動を広げていくかといったような部分、県全体の取組も含めて、何か今ちょっとおとなしくなっているかなと、そうした部分が散見されるような気がしております。

だとしたときに、せっかくであれば、このような形でこれからの多文化共生推進プランの中で、このように人材育成ということで明記されるような形であれば、もっと何かやっいていいのかなと。この間のコンテストの件は、もちろん承知しております。ただ、その中でILCの推進モデル校の指定であったりとか、そうした中でまたILCの教育プログラムというのは、では一体どんなことをやるのみたいな部分含めて、何かぴんこないような部分があるわけでありますが、もうちょっとその内容の部分だけ詳しくお知らせいただきたいと思っております。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 モデル校の関係で、県内八つの高校で取組をしてもらっておりまして、外国人受け入れのときにはどういった対応をしたらいいのだろうかといったような研修ですとか、物理そのものの研修とか、学校によっていろいろテーマはあるのですが、県内8校で取組を進めております。

それから、教育プログラムについては、いろいろ専門家の方々の意見ですとか、組み立ても必要ですので、今の教育関係の分科会という、推進本部のもとに組織している部局横断の分科会で具体的な検討も進めているのですが、結構専門的なところの検討も必要ということで、具体化に向けては一層検討を進めていく必要があると思っておりますけれども、今取り組めるところからそういうモデル校ですとか、あるいはコンテストとか、そういったことで普及啓発を進めているところです。

○郷右近浩委員 あわせてこの際ということなので、ちょっと全体の部分がお話しできないので、ILCだけにその部分だけさせていただきたいと思っておりますが、今回の部分は多文化共生推進プランという中で、県内在住の外国人の方々、奥州市でも外国人の方々がILCコミュニティということで、これまでILCを何とか実現させたいといったような活動を続けてきた。その方々が、実は今年の国のあのときの発表でいろいろな報道等を受け

て、もう I L C はできないのではないかということで非常に肩を落としてしまっていて、いろいろな形で、いや、そうではないのだと日本的な物言いという判断をすればいいのか、そうしたのも含めて、外国人の方々からは、もう無理でしょうと、そうしたような思いを持ってられる方も我が地域には結構いらっしゃる。

そういった中で、もちろん多文化共生ですから、そもそもその方々が I L C だけに特化したわけではなくて、そういう方々ときちんといろんなコミュニケーションがとれる環境であったりとか、またさらには、特にもここで I L C というのが特筆されるものであれば、その I L C についてのどういう形かの意見交換であったりとか、本当にさまざまやることはあると思うのですけれども、そうしたものについては、ぜひ進めていただきたいと思いますが、その点について御所見いただければと思います。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 お話ありましたが、多文化共生の関係では奥州市、あるいは奥州市の国際交流協会、これまでも積極的にいろいろ事業をやってこられているということで、我々もお話を聞きに行ったりしながら、受け入れ環境をどうやって進めていくのだとか、医療関係はどういうふうに対応していこうかというような相談といいますか、いろいろお話を伺いながら、これからの取組を検討しているところです。

それから、地元との意見交換という意味では、I L C に関する意見交換会といいますか、解説セミナーのようなものも秋に開催しております、年内にまた何とか県内で開催したいということで、今準備を進めておりますので、そういった機会も通じて I L C の取組を進めていくことを、また改めてお伝えしていきたいと思います。

○郷右近浩委員 その後にやるという話ではなくて、やはり彼らの発信力みたいなものというのは、意外と県内在住の外国人のみならず、日本に来ていただいている外国人の方々、もしくは母国の方々といろいろな形でつながって、ふだんからコミュニケーションをとっている中で、彼らにしゅんとされたくないというのが私個人的な思いなのです。彼らがしっかりそれを発信してくれる、元気を出して発信してくれることが、いろいろな意味で次につながってくるための一つの大きな要素だし、ちゃんとしっかりと実現できるものと信じておりますけれども、実現した暁に、それがゼロベースからスタートではなくて、いろんな積み上げをつくった上に、その積み上げの部分をしっかりつくれるものだと思っておりますので、その点についてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、御所見ありますか。

○佐々木 I L C 推進局長 I L C については、広く皆さんの御理解と御支援、御協力、みずからの行動等、重層的に広くみんなで取り組むものと捉えております。いろんな現地に行き、あるいは講演会等では、夜討ち朝駆けいつでも説明に参りますと、その都度お伝えしております。例えば市町村あるいはいろんな地域からの声があった場合には、即座に説明に行こうという、そんな体制を敷いておりますので、今回郷右近委員からもそういった声がありましたので、すぐに対応させていただければと思っております。よろしくお願

いします。

○郷右近浩委員 本当は胸襟を開くような形が一番いいのですが、正式な形でいろいろまた相談させていただきたいと思います。

もう一点、競馬事業についてお伺いしたいと思います。これは、競馬事業の中でも警察のこれまでの現状の動きというか、そうしたものについてお伺いしたいと思います。私自身も競馬組合議員として、それで競馬議会に出席させていただいておりますが、そこに県警の出席というものはないわけでありまして、その中でさまざまいろいろな対策をとっていると、そうしたことはお聞きしておりますが、県警サイドがどのような動きをしているか、もちろんその部分は何ら触れられていない。

その中で私自身が感じている部分では、競馬組合の職員の方々と、そして警察サイドが一緒になって、薬物事案を引き起こしている者を捕まえるであったりというような形で頑張っておられるだろうと思っておりますけれども、その部分の動きについて一緒に取り組んでいるようなもの、お話しできるものがあれば教えていただきたいと思います。

○菅野参事官兼生活安全企画課長 競馬法違反事件の警察の取り組みという御質問でございました。県警察は、この事案が岩手競馬のみならず県政に大きな影響を及ぼす事案であると認識を持っておりまして、生活安全部長以下、本部生活環境課、盛岡東警察署、奥州警察署に合同捜査体制による公平、中立な立場で予断や先入観を排しつつ、あらゆる可能性を視野に入れた上で、全容の解明に必要な事項について競馬組合に強めの要請をしながら、鋭意捜査を継続しているところでございます。

捜査の具体的な中身につきましては、これまでも御説明をしていたように、内容を明らかにすることによって捜査の相手方に手のうちをさらすこととなりますので、捜査に支障を及ぼすおそれがあるということで、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

また、一つだけつけ加えさせていただいて、再発防止に向けた取り組みについて若干触れさせていただきますが、県警察はこれまで競馬場周辺におけるパトロールを実施してまいりました。今回警察から競馬組合に対して、従来のパトロールに加えまして競馬場内の警察官の立ち寄りとパトロールの実施を申し入れまして、既に合意をいただいているところでありますが、具体的な実施要領等については最終的な調整を進めているところでございます。この点について御理解をいただきたいと思います。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。といいますのは、昨年度、水沢競馬場で薬物事案が起こった際には、どこどこの厩舎に、例えば警察の方が立ち入りに入ったりとか、またさらには厩務員の誰々さんを警察法で取り調べたというか、任意で聴取したであったりとか、家宅捜索みたいなものであったり、いろんな情報が飛び交いました。恐らく大体が本物で、本人がしゃべっていたのだらうと思っております。

今回それに対して盛岡からは、何ら話が聞こえてこないという中においては、恐らく前回の部分の反省も踏まえた上で、警察サイドでかたく口どめをされているのかなといった

ような思いで私は受けとめていますし、もしそうでなかったら、全然何もやっていないのかなというような話になるわけであります。そうした中で、これまでも競馬組合議会であったり、またさらには県の議会、さまざまな機会等に、警察は何もしていないのではないかとといったような部分の声が正直ないわけではないという中であって、きちんと捜査はしているということだけぐらいいは言えるのでしょうか。

○菅野参事官兼生活安全企画課長 今回これまでの事件の、一般的にお話を申し上げて、事件に対して捜査をやっているとか、捜査をやっていないとかということについては、これまでは答弁を差し控えさせていただきましたが、競馬法違反につきましては、競馬組合のほうで既に公表していること、それから社会的反響が大きいことから、捜査をしていることを公表させていただいております。

○郷右近浩委員 わかりました。先ほどお話しいただいて、ちょっと私勘違いでなければいいなと思ったのは、パトカーなり警察官の方が競馬場の中に入るというような話を先ほどされたと思います。もともと外側、外周とかの警察のパトカーでのパトロールというのは、昨年の水沢競馬場の事案の発生時、そしてその後も水沢競馬場のあたりは、1日に何回も走っておられるような感じの印象を受けていたわけですがけれども、盛岡の場合はそれをやるにしても、外周というか本当に外側の山の上の区切られた場所ですので、外側の外側というような話になるでしょうし、そうしたようなパトロールはこれまでもやってきて、その上で今度は中側、中までやるといったような形でしょうか。

○菅野参事官兼生活安全企画課長 ただいま御指摘のあったとおりでございます。

○郷右近浩委員 わかりました。もうやめます。私自身もちろん犯人は捕まえてほしいという中であっては、正直やはり警察の方が犯人に捜査内容が漏れないようにしながら迫っていくといったような手法で犯人を捕まえられるお考えなのかなという思いでお伺いしております。ただ反面、こうなってくると、逆に警察というものの抑止力的な力、それをぜひ本当は使っていただきたいと思います。

例えば何も悪いことをしなくても、コンビニのところにパトカーがとまっていれば、みんな交通違反だとか、さらにはさまざまなものに気をつけるといったような、これはまさに現実に警察としてやられている活動でありますけれども、そうしたものをしっかりと、例えば警察の方々が競馬場周辺であったり、もしくは捜査をしているというどこかの一部で姿を見せる中で、その中で犯人なる者がいれば何もできないような、そうしたような環境をつくっていただくことが、私はとにもかくにも犯人を捕まえることとあわせて、もしかしたらその抑止力の部分で何とかとめることができるなら、それはそれでいいのかなというような思いもしております。そうした中で、しっかりと抑止力を働かせるような活動も見せていただきたいと思っていますので、御所見ありましたら、その点についてお伺いをしたいと思います。

○菅野参事官兼生活安全企画課長 ただいま抑止力というお話をいただきました。警察で

は、これまでも警察の姿を見せる活動、いわゆる防犯という形で街頭活動を強化してまいりました。特に通学路の安全を確保するための登下校防犯プランとか、これらを始めまして、事件、事故の未然防止に効果を上げておりますので、引き続き警察官の姿を見せる活動、これを展開してまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 郷右近委員とも同様の内容だったわけですがけれども、薬物の事案が再度発生しました。今回は、多数頭から出てしまったということで、これまでの傾向はまさにピンポイントの犯行であったかと思えます。それが今回1着、2着の馬ではない馬からも、同じ厩舎の中、馬房の中から複数頭が出ているということで、ちょっとこれまでの経緯とは違うのですけれども、実際には同一犯、あるいは同一グループの犯行に近いのではないかと考えているところでもあります。

そういった中で、今言われてきたように、警察の捜査の姿がしっかり見えているのかどうかというところが内部の関係者からもよく聞かれています。さまざまな情報は持っているとは思いますが、改めてポイントとなるような機関だとか部分については、やはりヒアリングをすべきではないかということも内部の方も言っています。そういった話をしている、聞かれたという話は、そういった話は警察からもなかなかないという方が多い中で、こういった場面、場所、犯行となり得る可能性があるところについて、捜査が行き届いていないのではないかと、ヒアリングされていないのではないかとという声もあるので、これらについて、しっかり警察の方々が入る形であったり、捜査を複数回やって深めていただいて、何としてでも犯人を見つけてもらいたい。そして、岩手競馬が安定経営にしっかり安心して向かうような体制をとっていただきたいと要望するとともに、それについての見解をお伺いしたいと思います。

それと、再発防止の関係だったのですけれども、今回競馬組合でもカメラをさらに増設し、死角となる場所をなくす取り組みもするようではありますが、県警でもこれまで映像をさまざま検証しながら、そういった事案があった際に映像を見ながら、どういったことがあったのか、なかったのかということを検査したと思えますが、その際にも死角となるようなもの、気づいていたのかどうか。そしてまた、今回の新たなカメラ設置等において、競馬組合とどのような協議書だとかアドバイス、相談等をしながら、今次なる対策をとろうとしているのかお伺いします。

○**菅野参事官兼生活安全企画課長** これからの捜査についてでありますけれども、県警察においても、細心の注意を払いながら引き続き捜査をしていくこととさせていただきます。ただし、その捜査内容の部分については明らかにできないものであることをまず御承知いただきたいということとさせていただきます。

先ほど委員からビデオカメラの内容を確認したのか、その死角等についてはどうかという御質問をいただきました。一部報道で、関係者から事情を聞いていたとか、そういうふうな報道もなされていることは承知をしておりますけれども、これらの内容につきまして

は、捜査の内容にかかわる部分でございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。したがって、先ほど委員の御指摘のあったビデオカメラの精査に関しても、捜査の内容に関する部分でございますので、内容は控えさせていただきたいと思っております。

○**工藤大輔委員** より精度が上がる形で体制を整えて、競馬組合と一体となって、この事案の解決に向け一層の取組をよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、最後まとめて1点、車の運転の関係についてお伺ひしたいと思っております。全国的にもあおり運転、また危険な運転等が報道等もされており、岩手県で見れば、恐らくそんなに多くないのかと思うのですが、その現在の状況についてと、そしてまた岩手県民の運転マナーをどのように見ているのか、評価しているのかお伺ひをしたいと思います。

○**佐々木参事官兼交通企画課長** あおり運転の関係と、それから岩手県民のマナーの質問でございます。お答えをいたします。

まず初めに、あおり運転の関係でございますが、日常的に行われている取り締まりの件数的なものでお答えしたいと思うのですが、ほとんどが高速道路での違反になるのですが、車間距離の不保持の取り締まりに力を入れておりまして、本年11月末現在の数字であります。421件の車間距離不保持を検挙して、前年度同時期比でプラス26.4%の増加となっております。なお、車間距離不保持の取り締まりについては、特にも昨年から大きく力を入れているところでございます。

次に県民のマナーの関係についてであります。日本自動車連盟——J A Fがインターネットによりアンケート調査を全国で実施しております。その中で、マナーの一つの例として、全国でという話なのですが、信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとしているのに一時停止しない車が多いと回答をされた方が約9割いました。さらには、J A Fでは同じく信号機のない横断歩道における実態調査も実施しておりまして、これについては、本県の数値も公表されております。それによりまして、停止する割合が、昨年が4.9%、全国平均が8.6%でありますから、大きく下回っている。それから本年が13.7%。本年の全国平均が17.1%でありますから、これも全国平均を下回っている状況になってございます。

あおり運転だとか危険な運転、さらにはルール、マナーの向上という部分で、特にもいろんな対策をとっておりますが、J A Fのアンケートだとか実態調査の部分で関連して答弁をさせていただければ、信号のない横断歩道での安全対策、あるいはマナーの向上対策として、一つは取り締まりの件数で申し上げましたところと同様に、一般道における横断歩行者妨害の取り締まりの強化、それから横断歩道付近の歩行者確認、歩行者がいる場合の停止を呼びかける横断歩道チェックストップ運動の推進、さらには通学路や死亡重症事故が発生した横断歩道59カ所を安全モデル横断歩道に指定をして、関係機関、団体との連携を図りながら、広報、啓発活動などに取り組んでいるところでございます。

○**工藤大輔委員** 丁寧に説明していただいてありがとうございます。いずれ交通事故の抑

止につながる取組でもありますし、また岩手も観光面を進めていくに当たって、やはりそういう観光客において、岩手はマナーを守る人、あるいは気持ちよく岩手の観光をできるだとか、いろんな意味でこういった分野も、全国よりもよりやさしい岩手県となるように、そういったところを注視してもらいながらも、啓蒙活動等も含めて取り組んでいただければと思います。

○**飯澤匡委員** 先ほど知事が予算要望で11月の初めに行ったと聞きましたが、ILCの要望についてはどちらのほうに要望したのか教えてください。

○**高橋副局長兼事業推進課総括課長** 11月7日に予算要望で行っておりまして、その際に復興庁、文部科学省、内閣府、自由民主党本部に行っております。

○**飯澤匡委員** 相手を正確に知りたいので、対応された方はどなたなのか教えてください。秘書広報室長はわかっているのではないですか。トップマネジメントで、そちらですらすら言えなければだめだよ。

○**小野副部長兼政策推進室長** 令和元年11月7日に実施いたしました国への要望でございますけれども、文部科学省に対しましては村田研究振興局長、復興庁につきましては藤原政務官、内閣府は地方創生担当でございますけれども北村大臣、総務省は斎藤政務官、自由民主党本部は金田幹事長代理でございます。

○**飯澤匡委員** 私は、9月議会の代表質問で、もう大詰めの段階に入ってきているので、県としての態度もしっかり示すべきだということを提言しました。なぜ文部科学省の萩生田大臣とは会わないのですか、会えないのですか。大臣と直接的に話をしなければ、なかなか真意が伝わらないのではないのですか。日程管理なら、秘書広報室長教えてください。

○**佐々木ILC推進局長** 飯澤委員のおっしゃられたところもよくわかります。我々県とすれば、文部科学大臣あるいはそれぞれの役目のしっかりとした方々、それらを希望しておりますが、11月7日に関しては国会が開会されている期でもあったので、どうしても日程がとれなかったと聞いております。私どもとすれば、県としての意向をできるだけ正確にしっかりと届けたいということで、まずその行動をしているというところで、11月7日が最後ではございませんので、次の機会も考えながら、しっかりと伝えるように努めていきたいと考えております。

○**飯澤匡委員** 質問を変えます。皆さんからも、今失笑が出ましたけれども……

○**岩淵誠委員長** 静粛に願います。

○**飯澤匡委員** 日程管理のことについて、秘書広報室長と聞いているのに、日程管理がわからないのは全然トップマネジメントを支えていないではないですか。なぜ秘書広報室の皆さん方、日程のことを聞いているのだから、そんなことは全部把握していなければだめなのではないですか、秘書広報室長。

○**高橋秘書広報室長** 済みません。あらかじめ通告いただいておりますので、手元に資料がございませんで、正確な答弁をしかねたところでございます。

○飯澤匡委員 秘書広報室がどういうことになっているかということは、そういうことなのです。大体にして、誰に会ったかなんてわかるでしょう。知事が誰と会ったなんて、政府に行ったとき誰に会ったのかと、みんな把握しておかなければだめでしょう。それがトップマネジメントを支える立場ではないのですか。あらかじめ言われなければわからないなんて、そんな話はないでしょう。それは一番、秘書広報室長がわかっていなければならぬでしょう。

○高橋秘書広報室長 要望等の活動の詳細については、担当部局で取りまとめて、知事にも業務報告をして再確認するといったことを私も書類上では確認をしておるところです。

○飯澤匡委員 これ以上言うことない。終わり。

○岩淵誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、特殊詐欺被害の現状と対策についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、事務連絡でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、12月17日に日帰りの日程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。